



「パーソナルデータ分野に関する ELSI 検討」報告書

別冊：「規範」のプロフィール

2020 年 3 月 31 日

一般社団法人データ流通推進協議会

目次

適用	4
I 国際原則（国際団体）	4
倫理的に配慮されたデザイン	4
ヘルシンキ宣言	5
ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために	5
OECD AI に関する理事会勧告	6
信頼あるデータの自由な流通	7
信頼における AI のための倫理ガイドライン	8
II 国内・地域の法令・条例	9
日本国憲法 13 条・民法 プライバシー、情報自己決定権、肖像権	9
消費者基本法	10
消費者安全法	11
個人情報保護法	12
次世代医療基盤法および同法施行規則、基本方針等	14
医療法および医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（その他医療関連分野ガイダンス）	14
臨床研究法（および医学研究関連法令ガイドライン）	15
医薬品医療機器法および GCP 省令等関連規範	17
電気通信事業法	17
強制処分（刑事訴訟法 197 条 1 項ただし書）	18
令状主義（憲法 35 条）	19
捜査関係事項照会（刑事訴訟法 197 条 2 項）	20
個人情報保護条例	20
防犯カメラ条例	21
FTC 法 5 条	22
児童オンラインプライバシー保護法及び同規則	23
第三者法理（アメリカ合衆国憲法修正 4 条より派生）	24
HIPAA（医療保険の携行性と責任に関する法律）	25
一般データ保護規則（GDPR）	26
EU 警察指令	27
e-Privacy 規則（案）	28
カリフォルニア州消費者プライバシー法	29
ワシントン州生体識別子法	30
イリノイ州生体情報プライバシー法（BIPA）	31
サンフランシスコ市当局による顔認識技術の使用を禁止する条例	32
防犯カメラ設置に係る補助制度	33
III 政府系ガイドライン	35

Facing Fact レポート ベストプラクティス	35
公正な情報慣行原則.....	36
プライバシー・バイ・デザイン (PbD)	37
Privacy Framework: A TOOL FOR IMPROVING PRIVACY THROUGH ENTERPRISE RISK MANAGEMENT	38
データ保護影響評価 (DPIA) 及び取扱いが EU 規則 2016/679 の目的に照らして「高度のリスクをもたらす可能性」があるか否かの判断に関するガイドライン	39
ビデオ機器を通じた個人データの処理に関するガイドライン (最終版)	39
人間中心の AI 社会原則	40
AI 利活用原則案/AI 利活用ガイドライン案	41
国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案.....	42
位置情報プライバシーレポート.....	43
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	43
スマートフォンプライバシーイニシアティブ	44
顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック (案)	45
無人航空機 (ドローン、ラジコン機等) の安全な飛行のためのガイドライン	46
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)	47
3 省 3 ガイドライン	48
カメラ画像利活用ガイドブック.....	49
カメラ画像利活用ガイドブックの事前告知・通知に関する参考事例集.....	50
IV 団体ガイドライン	51
プライバシーフレームワーク	51
企業行動憲章.....	52
経団連サイバーセキュリティ経営宣言	53
個人データ適正利用経営宣言	54
JIS Q 15001:2017 個人情報保護マネジメントシステム要求事項.....	55
個人情報保護指針.....	56
V 企業ポリシー	57
Artificial Intelligence at Google Our Principles	57
NEC グループ AI と人権に関するポリシー.....	58
NTT ドコモ パーソナルデータ憲章	59
Yahoo! プライバシーポリシー	60
顔認識テクノロジーに関する当社の見解について	60
人工知能 (AI) に関する行動規範.....	61
特設 Web サイト「プライバシー」	62
IBM 顔認証ポリシー	63
VI 国内勉強会・研究会の報告書	64
HRbD に基づくチェックリスト	64
プロファイリングに関する提言案.....	64
大阪ステーションシティ ICT 大規模実験に関するレポート	65
各種認定制度	67
・情報信託機能の認定に係る指針.....	67

・ プライバシーマーク	67
・ ISMS 制度	67
認証制度	67
・ TRUSTe	67

適用

本書は、内閣府が実施し国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が管理法人を務める「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期／ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術／パーソナルデータアーキテクチャ構築」事業において、一般社団法人データ流通推進協議会（以下 当協議会）が提案し、採択された「DFFT(Data Free Flow with Trust) 実現のためのアーキテクチャ設計と国際標準化推進の研究開発」で実施した「パーソナルデータ分野に関する ELSI 検討」のために実施した、別冊：「規範」のプロフィール調査、である。

I 国際原則（国際団体）

倫理的に配慮されたデザイン

Ethically Aligned Design

顔照合との関連性 ★

→この原則は、AI/S に関するフレームワークを定めたものであるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→この原則は、AI/S に関するフレームワークを定めたものであるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→この原則は、AI/S に関するフレームワークを定めたものであるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★

→公的機関ではない IEEE により策定されているため、拘束力は薄い。

概要

①規範カテゴリーは、「国際原則（国際団体）」である。②この国際原則は、アメリカに本拠を置く IEEE により策定されているが、この学術団体は、全世界規模での影響力を有しているため、あらゆる国・地域での技術開発において参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、公的機関ではない IEEE である。

内容

この国際原則は、AI/S (Autonomous and Intelligent Systems) により、個人や社会に及ぼされるプライバシーや差別などへの影響を鑑みて、主として非技術的な倫理的な側面からこれらシステムの設計を行うためのフレームワークを確立することを目指したものとして策定されている。ここでいう「倫理」には、社会的公正性、環境持続性、さらには個人の自己決定への要求が含まれている。AI/S の倫理的および価値ベースの設計、開発、および実装は、①人権、②人間の幸福、③データエージェンシー（個人の ID 制御能力の維持）、④目的に対する有効性・適合性、⑤透明性、⑥説明責任、⑦潜在的な誤用からの保護、⑧オペレーターの安全能力という一般原則が適用される。そのうえで、人々には、「自分のデータとそれが提供する知見（insights）にアクセスし、共有し、利益を得る権利」があると指摘している。

より詳しくは… (参考文献)

上記は First Edition のものである。at https://standards.ieee.org/content/dam/ieee-standards/standards/web/documents/other/eadle.pdf?utm_medium=undefined&utm_source=undefined&utm_campaign=undefined&utm_content=undefined&utm_term=undefined

ヘルシンキ宣言

顔照合との関連性 ★

→この宣言が対象とする「情報」には、顔の特徴を示しうる障害や遺伝情報等の医療情報を含むため、ある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→この宣言が対象とする「情報」には、医学研究上の必要に応じて取得された人物行動の記録を含むが、人物行動追跡に焦点を当てた宣言ではない。

医療情報との関連性 ★★★

→この宣言が対象とする「情報」は、医療および医学研究において収集された情報である。

執行性 ★

→この宣言は、医師の倫理的原則を定めた者であり、法的拘束力や法的執行力を有さない。ただし、国内外の医学研究に関するルールの倫理的基礎として影響力がある。

概要

①規範カテゴリーは、「国際原則（国際団体）」である。②この国際原則は、世界医師会により策定されているため、全世界規模での影響力を有しているため、あらゆる国・地域での技術開発において参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、公的機関ではない世界医師会である。

内容

ヘルシンキ宣言は、世界医師会（WMA）が人間を対象とする医学研究の倫理的原則を定めた文書であり、医学研究倫理の世界的標準として参照される。なお、対象とされる医学研究には、特定可能な人間由来の試料およびデータを用いた研究を含む。

この宣言は、一般的事項として、被験者の生命、健康、並びにプライバシーおよび個人情報の秘密を保護することを、医師の責務として掲げる。また、プライバシーに関する特別の章を設け、医師は、被験者のプライバシーおよび個人情報の秘密保持を確保するためのあらゆる予防策を講じるべきことを定める。さらに、被験者の試料や情報を用いる研究を行うにあたっては、医師はその収集・保存および再利用に関するインフォームド・コンセントを得るべきことを定め、例外的に、インフォームド・コンセントを得ることが困難な場合であっても、倫理審査会の審査を受けるべきことを宣言する。

ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために

顔照合との関連性 ★

→企業と人権の関連についての原則であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→企業と人権の関連についての原則であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→企業と人権の関連についての原則であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★

→国際連合によって策定されているが、同時に「新たな国際法上の義務を創設するものとして、また、国家がすでに受け入れ、また人権に関する国際法の下で受諾するいかなる法的義務を制限するか若しくは損なうものと解釈されるべきではない」とされており、拘束力についてはそこまで強いものとは言えない。

概要

①規範カテゴリーは、「国際原則（政府系）」である。②この国際原則は、全世界規模での影響力を有しているため、あらゆる国・地域での技術開発において参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、国際連合である。

内容

この国際原則は、主として次の3つの柱から形成されている。①人権尊重に関する国家の義務、②法令の遵守と人権尊重に関する企業の役割、③権利及び義務が侵された場合の実効的救済の必要性。特に事業者にとって重要となるのは、②である。原則は、「**企業は人権を尊重すべきである**」とし、さらに、企業に対し「自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する」と、さらに「たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める」ことを要請している。

より詳しくは…（参考文献）

原文

at https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

OECD AI に関する理事会勧告

OECD The Recommendation on Artificial Intelligence (AI)

顔照合との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★

→OECD によって策定されているが、拘束力についてはそこまで強いものとは言えない。

概要

①規範カテゴリーは、「国際原則（政府系）」である。②この国際原則は、全世界規模での影響力を有しているため、あらゆる国・地域での技術開発において参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、OECDである。

内容

この国際原則は、主として①信頼できる AI の責任ある管理の原則、②信頼できる AI のための国家政策と国際協力の 2つのセクションから形成されている。事業者にとって重要であるのは、このうち①である。①ではさらに、①－1 包括的な成長、持続可能な開発、幸福、①－2 人間中心の価値（e.g. 自由、尊厳と自律、プライバシーとデータ保護等）と公平性、①－3 透明性と説明可能性、①－4 堅牢性、セキュリティ、安全性、①－5 説明責任の 5つの原則が採択されている。

より詳しくは…（参考文献）

原文

at <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>

信頼あるデータの自由な流通

Data Free Flow with Trust

顔照合との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★

→ダボス会議及び G20 で提示された提言であり、事業者に対する拘束力は低い。

概要

①規範カテゴリーは、「国際原則（政府系）」である。②この国際原則は、ダボス会議、G20 で提示されたため、全世界規模での影響力を有しているため、あらゆる国・地域での技術開発において参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、G20（日本が主導）である。

内容

この国際原則は、2019 年 1 月 23 日のダボス会議にて、日本の安倍総理大臣が提言したものが発端であり、内閣官房 IT 政策大綱によれば、①自由で開かれたデータ流通、②データの安全・安心を意味するとされ、日本がリーダーシップを発揮してその共通認識に努めるとされている。その後、G20 大阪サミットにおいても、同様の提言がなされている。

より詳しくは…（参考文献）

at <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai76/siryoul-1.pdf>

信頼における AI のための倫理ガイドライン

Ethics Guidelines for Trustworthy Artificial Intelligence

顔照合との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→AI に関連する国際原則であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★

→EU によって策定されているが、加盟国に対する拘束力についてはそこまで強いものとは言えない。(ただし将来的に法律制定の土台となる可能性はある)

概要

①規範カテゴリーは、「国際原則（政府系）」である。②この国際原則は、EUにおいて策定されているが、ヨーロッパ圏はもちろんのこと、全世界規模での影響力を有しているため、あらゆる国・地域での技術開発において参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、EU（のHLEG）である。

内容

この国際原則は、合法性、倫理性、堅牢性を備えたものを信頼できる AI（trustworthy AI）と定め、その認定するため、①ヒューマンインザループ、ヒューマンオンザループ、およびヒューマンインコマンドのアプローチによって実現する人間のエージェンシー(基本的権利の促進を含む)と監視、②技術的な堅牢性及び安全性、③プライバシー及び適切なデータガバナンス、④データ、システム、AI のビジネスモデルの透明性、⑤不公平なバイアスの回避と多様性、非差別、および公平性、⑥将来の世代を含むすべての人間に利益をもたらすため、社会的・環境的幸福、⑦アルゴリズム、データおよび設計プロセスの評価を可能にする監査可能性による説明責任の担保の 7 つの要件を提示している。

より詳しくは…（参考文献）

原文

at <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/ethics-guidelines-trustworthy-ai>

Ⅱ 国内・地域の法令・条例

日本国憲法 13 条・民法 プライバシー、情報自己決定権、肖像権

顔照合との関連性 ★★(★)

→憲法 13 条及び民法が保護しているプライバシー情報には、当然顔画像や特徴量情報も含まれると考えられるが、顔照合のみに焦点を当てているわけではない。ただし、肖像権に関しては、顔照合に特に関係がある

人物行動追跡との関連性 ★★

→憲法 13 条及び民法が保護しているプライバシー情報には、当然位置情報等も含まれると考えられるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★★

→憲法 13 条及び民法が保護しているプライバシー情報には、当然医療情報も含まれ、特にセンシティブ情報として保護されると考えられるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★★

→プライバシー、情報自己決定権の侵害に対しては場合によっては損害賠償請求もあり得る。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（憲法・法律）」である。②この法は、日本国憲法13条及び民法に基づいて導出される権利であり、国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。ただし同様の概念は、欧米各国で差異はあれど共有されている。③規範形成の主体は、日本である。

もともと日本国憲法 13 条及び民法 709・710 条の不法行為法に基づくプライバシー権は、「一人で放っておいてもらう権利」であったが、これは「宴のあと」判決によると私事性や秘匿性、非公然性の要件を満たした情報を不特定多数に「暴露」することにより侵害されると考えられてきた。

しかしながら、監視技術の急速な発展を見越し、そうした「暴露」がされずとも消費者・ユーザーの権利にとって脅威となる場合があり得る。ここで街中の監視カメラを例にとると、撮影された消費者・ユーザーの情報はカメラの

設置主体によって保存されることになるが、被写体にとって、いつ情報が取られた（撮影された）のか、そこで保存された情報がいつまで保存されるのか、何のために使われるのか、誰か第三者に提供されるのか否かという点が不明なままでは、非常に不安を覚えることとなる。

こうした状況を踏まえて、アメリカにおいて、自己情報コントロール権が、アラン・ウェスティン（Alan Westin）とチャールズ・フリード（Charles Fried）により提唱された。このうちウェスティンによれば、この権利は、自分に関係する情報を、いつ、どのように、どの範囲で他者に伝えるかを自己決定するというものである。日本において、この議論は、佐藤幸治（京都大学教授）によって、1970 年に日本に導入され、そこで、自己に関わる情報を開示する範囲を選択することの権利であり、その中でも、ユーザー・消費者の社会生活にとって重要となる愛・友情・信頼関係といったことに関係する重要なセンシティブ情報を特に保護することが目指された。こうした情報については、本人の同意なく、公開（暴露）されることはもちろん、取得されたり、目的外利用されたり、第三者への提供が行われることによって、権利侵害が発生すると考えられた。日本の裁判所においては、「自己情報コントロール権」という言葉は用いられていないものの、市役所保有の前科情報を、本人の同意なく弁護士会の照会に応じて提供した点が問題とされた前科照会事件の最高裁判決（最判昭和 56 年 4 月 14 日民集 35 巻 3 号 620 頁）において、「前科及び犯罪経歴」という情報が、「人の名誉、信用に直接かかわる」ものであるとされ、そうした情報については「その取扱いには格別の慎重さが要求される」と判示されている。

なお、ドイツの憲法裁判所の判例により構築された「情報自己決定権」とよばれる同様の権利があるが、これは、ドイツ憲法 1 条 1 項において規定される「人間の尊厳（Würde des Menschen）の不可侵性」と、2 条 1 項に規定される「自己の人格を自由に発展させる権利」を根拠にしている。そのため重要なのは、情報自己決定権は、憲法上の個人の「尊厳」概念と密接に結びついたものといえ、EU における GDPR の成立背景ともなっている。**そのため、この概念は、日本独自のものではなく、ヨーロッパ圏にも通用する共通概念であり、事業展開にあたって地域における受容性を検討するなかで、無視しえない要素となる。**

他方で、憲法上の肖像権は、京都府学連事件の最高裁判決（最大判昭和 44 年 12 月 24 日刑集 23 巻 12 号 1625 頁）において、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由とされたが、これは、国家活動（特に警察の捜査活動における写真撮影）に対抗するための権利であった。

なお企業の顔画像の撮影・収集は、民法 709・710 条に基づく不法行為法上の人格的利益としての肖像権である。その内容は、①自己の肖像を無断で作成されない利益、②自己の肖像を無断で公開されない利益、③自己の肖像を無断で営利的利用をされない利益（いわゆるパブリシティ権）の 3 つから構成されるとされる。

より詳しくは…（参考文献）

佐藤幸治『憲法〈第 3 版〉』（青林書院、1995 年）

曾我部・林・栗田『情報法概説 第 2 版』（弘文堂、2019 年）

消費者基本法

顔照合との関連性 ★

→本法律は、消費者保護を目的とし、事業者と消費者の間の情報量格差を前提にしており、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→本法律は、消費者保護を目的とし、事業者と消費者の間の情報量格差を前提にしており、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→本法律は、消費者保護を目的とし、事業者と消費者の間の情報量格差を前提にしており、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★

→本法律は、基本理念を定めた基本法的性格をもつものであるため、事業者に対する拘束力はないが、国の施策の基礎となっている。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」である。②この法律は、国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本である。

内容

本法は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」を踏まえた、「消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念」等を定めるものである。国が取り組むべき基本的な施策として、消費者の安全確保や、消費者契約の適正化、公正で自由な競争の促進といったものが挙げられている。なお本法の第9条に基づき、政府は「消費者基本計画」を定めており、その施策の方針は以下の図の通り、**①消費者の安全の確保**、**②表示の充実と信頼の確保**、**③適正な取引の実現**、**④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成**、**⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備**、**⑥消費者行政の体制整備**からなる。

5年間で取り組むべき施策の主な内容					
① 消費者の安全の確保	② 表示の充実と信頼の確保	③ 適正な取引の実現	④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥ 消費者行政の体制整備
(1)事故の未然防止 ・危険な物質・商品の情報提供、販売規制 (2)事故等の情報収集と発生・拡大防止 ・事業者からの情報、子供・高齢者の事故情報等の収集強化と適切な注意喚起 (3)原因究明調査と再発防止 ・消費者安全調査委員会の体制強化 (4)食品の安全性の確保 ・製造工程管理等の的確な運用・取組の拡大 ・食品と放射性物質に関する正確な情報提供	(1)景品表示法の普及啓発・厳正な運用 ・事業者への普及啓発による法令遵守の徹底 ・課徴金制度の活用など厳正な執行 (2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善 ・家庭用品、住宅、美容医療等の表示ルールの整備運用 (3)食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用 ・食品表示一元化の普及の実施 ・新たに施行する機能性表示の理解増進、更なる検討	(1)横断的な法令の厳正な執行、見直し ・特定商取引法、消費者契約法の見直し ・成年後見制度の活用による高齢者・障害者の権利保護 (2)商品・サービスに応じた取引の適正化 ・電気通信事業法の改正 ・割賦販売法の法改正の検討 ・商品先物の不招請勧誘による被害防止の取組の徹底 ・高齢者向け住まいの届出促進、前払金等の在り方検討 (3)情報通信技術の進展に対応した取引の適正化 (4)犯罪の未然防止・取締り ・特殊詐欺等の取締り強化 (5)規格・計量の適正化	(1)政策の透明性確保と消費者意見の反映 (2)消費者教育の推進 ・ライフステージに応じた体系的な消費者教育 ・学習指導要領の改訂の検討 ・地域協議会の設置支援 (3)消費者団体、事業者・事業者団体等の取組の支援・促進 ・消費者団体の活動支援 ・消費者志向経営の促進 (4)公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 (5)環境に配慮した消費行動等の推進	(1)被害救済、苦情処理、紛争解決の促進 ・適格消費者団体の資金の確保等の支援の検討 ・不当収益をはく奪し、被害者を救済する制度の検討 ・商品・サービスに応じたADR（裁判外紛争処理）の活用促進 (2)高度情報通信社会の進展への対応 ・パーソナルデータに関する制度見直し (3)グローバル化の進展への対応 ・国境を越えた取引に関するトラブルの相談体制の充実 ・外国人からの消費者相談に対応する体制の充実	(1)国の組織体制の充実・強化 ・消費者庁、消費者委員会、関係府省庁等の体制充実と情報共有・連携強化 ・国民生活センターによる相談支援機能の強化 (2)地方における体制整備 ・どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制整備 ・認知症の高齢者等の見守りネットワーク等の促進 ・消費生活相談員の人材・処遇の確保 ・「消費者ホットライン」の3桁化（188）による相談窓口の認知度向上

※(1)(2)・・・の項目ごとに、①法令・ガイドライン等の整備・見直しの状況、②周知の状況、③各種措置の実施状況、④消費者相談の件数・内容等を、KPI(重要業績評価指標)として設定

図（出典：消費者庁 消費者基本計画の概要より抜粋 at

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/basic_plan/pdf/150324adjustments_6.pdf)

消費者安全法**顔照合との関連性 —**

→本法律は、消費者保護を目的とし、消費者等事故の防止のための措置について規定しているため、顔照合と直接的には関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→本法律は、消費者保護を目的とし、消費者等事故の防止のための措置について規定しているため、人物行動追跡と直接的には関連しない。

医療情報との関連性 —

→本法律は、消費者保護を目的とし、消費者等事故の防止のための措置について規定しているため、医療情報と直接的には関連しない。

執行性 ★★★

→本法律は、消費者等事故の防止のための措置として、公表、措置要求、事業者への勧告・命令などを行う権限を消費者庁に与えているため、一定の拘束力がある。

※本法律は、3つの事業形態とは直接的に関連しないが、事業者と消費者という脆弱な主体との関係性を考慮するうえで重要な法律であるため、ここで取り上げている。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」である。②この法律は、国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本である。

内容

本法は、「消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため」、「消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずる」ことを定めたものであり、消費者庁は「消費者事故等」が発生した場合に消費者への通知などを行うことができる。また平成26年6月の改正により、認知症を患った高齢者らに対する消費者被害が問題となっていることに鑑み、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する取り組みとして消費者安全確保地域協議会を組織することが可能となっている。

個人情報保護法

顔照合との関連性 ★★

→本法律の対象とする「個人情報」には、当然顔画像や特徴量情報も含まれると考えられ、顔照合に関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→本法律の対象とする「個人情報」には、当然位置情報等も含まれると考えられ、人物行動追跡に関連する。

医療情報との関連性 ★★

→本法律の対象とする「個人情報」には、当然医療情報も含まれ、特に「要配慮個人情報」としてより手厚い保護を受けるため、医療情報と関連する。

執行性 ★★★

→違反に対しては、個人情報保護委員会による行政的監督（勧告・命令、立入検査、指導・助言等）が行われるほか、認定個人情報保護団体による自主的な取り組みも行われるなど、事業者に対して一定の拘束力を有する。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」である。②この法律は、国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。ただし同様のただし同様の法制度は、欧米各国で差異はあれど共有されている。③規範形成の主体は、日本である。

内容

・まず、第1・3章が、「基本法」としての位置づけを有し、さらに第4・6章が事業者に対する一般法の位置づけ、第5章が監督機関について定めている。

・本法律でいう「個人情報」は、「生存する個人に関する情報」で、①「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他

の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(1 項 1 号)、または②「特定の個人の身体の一部の特徴」のデジタル符号 (1 号)、または②「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され」る符号 (2 号) を指す「個人識別符号が含まれるもの」(2 号) である。

- ・本法律でいう「保有個人データ」は、「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの」を指し、6 か月以上の期間、保有しているものが該当する。

- ・本法律でいう「要配慮個人情報」は「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を指す。

- ・本法の対象は、「個人情報データベース等を事業の用に供している」個人情報取扱事業者のうち国などの機関を除いた者である。当該事業者には、まず「個人情報」に関して①利用目的を可能な限り具体的に特定しなければならず (15 条 1 項)、また②利用目的の変更に際しては、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる」範囲でのみ認められる (15 条 2 項) ため、本人の同意を得ない目的外利用については、原則として認められていない (16 条 1 項。3 項に例外有)。また③事業者には個人情報の「適正」取得の義務がある (17 条 1 項)。

- ・事業者は、個人情報の取得に際して、利用目的の事前の公表、それ以外の場合には本人に対する速やかな通知また公表を行うことが義務付けられている (18 条 1 項)。利用目的の変更に際しても、本人にその旨を通知または公表を行う必要がある (18 条 3 項)。

- ・要配慮個人情報に関しては、取得に際して本人の同意を得ることが原則とされている (17 条 2 項)。

- ・「個人データ」に関して、事業者には、データベース内の個人データの正確性確保の義務、必要なくなったデータに関して遅滞なく削除する努力義務 (19 条)、安全管理義務が課せられている (20～22 条)。さらに、個人データの第三者提供は、原則禁止であり、例外的に本人の同意がある場合に許される (オプトイン方式 23 条 1 項)。

- ・海外の第三者への提供については、原則本人の同意が必要であるが、EU の十分性認定と類似の仕組みが設けられており、日本と同レベルの個人情報保護制度があると認定された国の第三者の場合は、上記規定は適用されないことになる (24 条)。

- ・「保有個人データ」に関しては、データ主体である本人に各種請求権 (開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権) が付与され、事業者はそれに対応した義務を課せられている。

- ・パーソナルデータのより円滑な利活用のため、①「個人情報に含まれる記述等の一部を削除」するか (1 号)、②「個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除」するか (2 号) を行い、さらに復元できないようにした「匿名加工情報」に関する規定が設けられている。これらを作成した事業者は安全管理義務と公表義務を負い、第三者提供に際しても、事業者は相手方にその旨を明示しなければならない。また、提供先の第三者は、再識別化を禁じられている (36 条 5 項)。

- ・適用除外事項

個人情報取扱事業者等に該当する者のうち、①放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道の用に供する目的であるとき、②著述を業として行う者が著述の用に供する目的であるとき、③大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的であるとき、④宗教団体が、宗教活動 (これに付随する活動を含む。) の用に供する目的であるとき、⑤政治団体が政治活動 (これに付随する活動を含む。) の用に供する目的であるときには、第四章は適用されない。

次世代医療基盤法および同法施行規則、基本方針等

顔照合との関連性 —

→この法律は「医療情報」を対象とするため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→この法律は「医療情報」を対象とするため、顔照合とはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★★★

→この法律は、「医療情報」の保護と活用を目的とする規制を定めており、医療情報と深く関連する。

執行性 ★★★

→事業者は主務府省の監督（立入検査等、助言指導、是正命令等）を受けうる。また、この法律が定める諸義務への違反者に対しては、刑罰が規定されている。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」である。②この法律は、日本において策定されているため、国内で事業展開を行う事業者が特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本である。

内容

この法律は、診療報酬明細書（レセプト）や診療録（カルテ）における医療情報が要配慮個人情報にあたることに鑑み、その保護と利活用を図ることによって先端研究開発や新産業創設を目指し、もって健康長寿社会の形成に資する目的で、医療情報の提供と匿名加工医療情報の作成・取扱いに関する規制を定める。したがって、この法律は、個人情報法の特別法として位置づけられる一方、民間・国公立・保険者を問わずすべての医療関係事業者に適用される。

具体的には、この法律は、診療過程で得られた医療情報を匿名加工することにより、研究開発等に役立てることができるよう、次の事項を定める。まず、①匿名加工医療情報を作成・提供することのできる事業者の認定制度を創設し、かかる認定事業者が遵守すべき事項を定める。次に、②医療機関等の医療情報取扱事業者、および③製薬会社や一般企業など、匿名加工医療情報を利活用する匿名加工医療情報取扱事業者が遵守すべき事項等をそれぞれ定める。これらを通じて、④医療情報および匿名加工医療情報に関する患者の権利を定めている。

まず、①の認定は、主務大臣が行う。認定事業者は、帳簿作成、省令基準に従った医療情報の加工、識別禁止、目的外利用の禁止、秘密保持、不要な医療情報の消去、苦情処理、業務の委託に伴う監督、医療情報の第三者提供の原則禁止等の義務が課されている。次に、②の医療情報取扱事業者は、認定事業者に対する医療情報の提供にあたり、患者に対するオプトアウト通知、主務大臣への届出、および記録作成等の義務を負う。提供後においても、患者またはその遺族の求があった場合には、提供を停止しなければならない。③の匿名加工医療情報取扱事業者は、再識別化・照合の禁止、安全管理措置、認定事業者との契約締結等の義務に関する規定を遵守しなければならない。最後に、④患者およびその遺族は、医療情報取扱事業者に対し、医療情報の認定事業者への提供停止を求めることができる。

医療法および医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（その他医療関連分野ガイダンス）

顔照合との関連性 —

→この法律及びガイダンスは「医療情報」を対象とするため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→この法律及びガイドンスは「医療情報」を対象とするため、人物行動追跡とはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★★★

→この法律及びガイドンスは、医療情報の保護と活用を目的とする規制を定めており、医療情報と深く関連する。

執行性 ★★★

→医療法上の義務の違反については、罰則が規定されている。また、医療法上の行政監督権限や個人情報保護委員会の権限の行使にあたっては、ガイドンス等を遵守しているかどうかが考慮される可能性がある。

概要

- ①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」および「政府系ガイドライン」である。②この法律およびガイドラインは、日本において策定されているため、国内で事業展開を行う事業者が特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本である。

内容

医療法は、病院に対し、診療に関する諸記録（診療録、看護録等）を備える義務を定める。一方、個人情報法は、個人情報取扱事業者に対し、医療情報を含む個人情報等の適正管理を義務付けている。そこで、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」は、医療法をはじめとする医療関係法令を踏まえつつ、個人情報の対象となる病院、薬局、居宅サービス事業を行う事業者等が実施すべき個人情報の適正な取扱いの確保について、具体的な留意点や事例等を示す。したがって、このガイドンスは、個人情報法6条および8条にかかる特定分野ガイドラインにあたる。

このガイドンスは、個人情報法上の保護の対象となる情報やデータについて、医療に関わるものを具体的に示している。例えば、診療録や介護ケアプラン等は個人情報に、被保険者番号やDNA塩基配列等は個人識別記号に、身体状態や犯罪被害等は要配慮個人情報に該当する。また、個人情報法上の医療介護系事業者の義務については、利用目的の特定・通知等の方法、要配慮個人情報の取得に関する同意の取得方法、第三者提供の制限、およびこれらの原則に対する例外についても、具体例を挙げながら示している。

さらに、このガイドンスは診療録（カルテ）等の開示手続について定めている。刑法は医師、薬剤師、医薬品販売業者および助産師の守秘義務を定めるが（134条「秘密漏示罪」。その他の医療従事者については、個別の業法に守秘義務とその違反に対する罰則が定められている）、一方で個人情報法は、保有個人情報の開示義務を定める（28条）。このガイドンスは、医療の特殊性に配慮しつつ、個人情報法上、開示義務およびその例外が適用される場合を具体的に示している。

なお、医療関連分野ガイドラインとしては、他に、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、および「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」が存在する。

臨床研究法（および医学研究関連法令ガイドライン）

顔照合との関連性 —

→この法律及びガイドンスは医療および医学研究において収集された情報を対象とするため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→この法律及びガイドンスは医療および医学研究において収集された情報を対象とするため、人物行動追跡とはほと

んど関連しない。

医療情報との関連性 ★★★

→この法律が対象とする「情報」は、医療および医学研究において収集された情報であるため、医療情報と深く関連する。

執行性 ★★★

→研究機関等は主務府省の監督（立入検査等）を受けうる。秘密漏洩に対しては、刑罰規定がある。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」である。②この法律は、日本において策定されているため、国内で事業展開を行う事業者が特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本である。

内容

医学研究における個人情報の取扱いに関する包括的な特別法は存在しない。すなわち、個人情報法には、学術研究目的の個人情報の取扱いについて個人情報取扱事業者課される義務の適用除外規定がおかれているが、行個法や独個法、条例との整合性はとられていない。一方、医学研究に関するルールの中には、個人情報の保護と取扱いに特化していないものの、それに関する規定をおくものがある。これらのルールでは、医療情報の取扱いに関する患者・被験者の同意は、いわゆるインフォームド・コンセントの一内容として規定されている。

これらのルールは、形式的には、法律、命令またはガイドラインとして制定されたものがあり、実質的には、医学研究を領域横断的にカバーするものと、特定領域の医学研究のみを対象とするものがあり、多様である。臨床研究法は、医学研究を領域横断的にカバーする法律であり、個人情報の取扱いに関する定めをおいている。同様に、領域横断的なルールとしては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（医学系指針）が重要である。

臨床研究法は、特定臨床研究（製薬企業等からの資金の提供を伴う研究）における秘密保持やその適切な管理に関する研究従事者等の義務を定める。また、特定臨床研究を行う場合に、予め被験者の同意を得なければならないことを定めるが、当該同意の内容には、個人情報の保護や試料・情報の保管・廃棄の方法等に関する事項が含まれる。

医学系指針は、取り扱われる情報（含ゲノムデータ）が匿名化された情報か、自機関での利用か他機関への提供か等の区別によって、その取扱いと同意の取得方法につき、異なるしくみをおいている。また、試料・情報の提供等によって、被験者が将来的に受けうる不利益についても、同意に先立つ要説明事項とされている。

一方、個別の医学研究領域に関する個人情報の取扱いについて定めをおく主な命令・ガイドラインは、次のとおりである。

1. ヒト ES 細胞の樹立に関する指針

この指針は、ヒト受精胚の樹立に関して医療機関や研究者等が遵守すべき生命倫理上の事項を定める。個人情報については、提供医療機関がヒト受精胚を樹立機関に移送するときには、ヒト受精胚とその提供者に関する個人情報が照合できないように適切な措置をとらなければならない。

2. ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

この指針は、人間の尊厳及び人権を尊重し、適正にヒトゲノム・遺伝子解析研究が実施されるよう、ヘルシンキ宣言の理念に基づき、研究者の責務や試料・情報の取扱いについて規定する。なお、ヒトゲノム・遺伝研究において扱う情報が個人情報に該当しない場合であっても、遺伝情報等個人の特徴や体質を示す情報については、この指針が準用される。例えば、この指針は研究機関の長がとるべき個人情報の安全管理措置を定めているが、これらの措置は、死者に関する個人情報についても講じられなければならない。かかる安全管理措置として、例えば、個人情報管理者をおくべきことが定められている。

3. ヒト受精胚の作成を伴う生殖補助医療研究に関する倫理指針、ヒト受精胚に遺伝情報改変技術などを用い

る研究に関する倫理指針

これらの指針は、生殖補助医療研究のうちヒト受精胚の作成ないし遺伝情報改変を行うものについて、倫理的観点から、当該研究に携わる者が遵守すべき事項を定める。これらの指針においては、遺伝情報など死者の情報であっても、それが生存する個人に関する情報でもある場合には、保護すべき個人情報に含まれる。個人情報保護は、上述の医学系指針やゲノム指針に従って行わなければならない。

医薬品医療機器法および GCP 省令等関連規範

顔照合との関連性 —

→この法律及びガイドランスは医療情報を対象とするため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→この法律及びガイドランスは医療情報を対象とするため、人物行動追跡とはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★★★

→これらの規範は、医療機器および医薬品について情報の取扱いに関する規制を定めているため、医療情報と深く関連する。

執行性 ★★★

→医薬品医療機器法上の諸義務の違反については、罰則が規定されている。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の立法（法律）」である。②この法律は、日本において策定されているため、国内で事業展開を行う事業者が特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本である。

内容

医薬品医療機器法は、規制対象となる医薬品・医療機器等の製造販売等に関する規制を定めている。この法律の対象となる医療機器には、疾病の診断・治療・予防のための使用等を目的とするものであれば、ハードウェアのみならずソフトウェア（プログラム）も含まれる。医療機器を製造し医療機関に販売するためには、この法律が定める手続に従い、「製造業」、「製造販売業」、「販売業」の登録を行い、許可を得なければならない。

医薬品については、製薬企業等が厚生労働大臣に対し承認審査の申請を行うためには、前もって臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（治験）を行わなければならない。治験の基準については、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP 省令）」が詳細な定めをおいているが、なかでも、治験実施者の義務として、治験計画書その他文書の作成、被験者への説明文書の作成、被験者の同意取得、秘密保持およびその説明文書への記載、ならびに文書の記録の保存等を定めている。同様に、医療機器についても、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」が被験者保護のための規定をおいている。

電気通信事業法

顔照合との関連性 —

人物行動追跡との関連性 ★★★

医療情報との関連性 —

→関連性の査定については「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に準じるものとする

執行性 ★★★

→「電気通信事業者の取扱中に係る通信…の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」（同法 179 条 1 項）とされることから、執行性については★3 とした

概要

①規範カテゴリーは「国内・地域の法令・条例」である。「通信の秘密」を罰則をもって厳格に保護する等、強い執行性を有する。②この法律は、電気通信事業者を対象としている。ただし、現行の電気通信事業法は国内に電気通信設備を持たずにサービスを提供する国外事業者については電気通信事業者にあたらないとしている（なお、後述の通り、この点については改正の動きがみられる）。③規範形成の主体は日本である。

内容

・同法は、電気通信事業者の基本法となる法律である。同法の対象は、①主要なネットワークを保有する NTT 東西や携帯電話事業者、および、②一般事業者である。①主要なネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、公正な競争に関するルールを定める。②一般の事業者が自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和するルールを定める。

・同法 4 条 1 項は「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」と規定する。「通信の秘密」は、憲法第 2 1 条第 2 項を受けて思想表現の自由の保障を実効あらしめるとともに、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障（プライバシーの保護）するものであるが、電気通信事業法は、日本国憲法を受け、「通信の秘密」を罰則をもって厳格に保護する。

・現行の電気通信事業法は国内に電気通信設備を持たずにサービスを提供する国外事業者を「電気通信事業者」にあたらないとしていることから、わが国の利用者の「通信の秘密」が国外事業者により侵害されるおそれが指摘されてきた。そこで、2019 年、総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」は、国外事業者（特に、わが国において「GAFA」と称される海外大手 IT 企業）にも「通信の秘密」の適用を検討する案を公表した。

強制処分（刑事訴訟法 197 条 1 項ただし書）

顔照合との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★★

→無令状の強制処分については刑事訴訟法上の証拠能力が認められないことから、★3 とした。

概要

①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例である。無令状の強制処分については刑事訴訟法上の証拠能力を認めないとする強い執行性を有する。②この条文は捜査機関を対象としている。③規範形成の主体は日本である。

内容

・本規定はガバメントアクセス (GA) に関する規定の一種として捉えられる。GA とは、「政府機関等の公的機関による、

民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセス」(渡辺)をいう。EU は十分性認定にあたって、「捜査関係事項照会」をはじめとわが国の GA のあり方について、懸念を示してきた(詳細については「捜査関係事項照会」を参照されたい)。

- ・刑事訴訟法 197 条 1 項は、「捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。」と定めている。強制処分には、逮捕、勾留などの对人的強制処分と搜索、差押え、検証などの対物的強制処分などがある。

- ・強制処分の定義について、判例(最決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 巻 2 号 187 頁)は、「有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段」とする。

- ・判例(最決平 11.12.16 刑集 53 巻 9 号 1327 頁)は、「電話傍受は、通信の秘密を侵害し、ひいては、個人のプライバシーを侵害する強制処分である」とする。別の判例(最決平 21.9.28 刑集 63 巻 7 号 868 頁)は、「宅配便業者の運送過程下にある荷物に外部からエックス線を照射し…射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ること〔は〕荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分に当たる」と判示する。判例は、当該処分により実質的に権利を侵害される者のプライバシー侵害の程度が大きい場合に強制処分が成立するとみていることがうかがえる。

より詳しくは…(参考文献)

渡辺翔太「ガバメントアクセス(GA)を理由とするデータの越境移転制限—その現状と国際通商法による規律、そして DFFT に対する含意—」at <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/19j067.html>

令状主義(憲法 35 条)

顔照合との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★★

→無令状の強制処分については刑事訴訟法上の証拠能力が認められないことから、★3 とした。

概要

①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例である。②この条文は国内の捜査機関を対象としている。③規範形成の主体は日本である。無令状の強制処分については刑事訴訟法上の証拠能力を認めないとする強い執行性を有する。

内容

- ・本規定はガバメントアクセス(GA)に関する規定の一種として捉えられる。

日本国憲法 33 条・35 条は、原則として、強制処分は、予め裁判官により発せられた令状に基づき、そこに明示された範囲でのみ行うことが許されるという令状主義の保障を定めたものと理解されている。

捜査関係事項照会（刑事訴訟法 197 条 2 項）

顔照合との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★★

→捜査関係事項照会については、刑事訴訟法 197 条 2 項に根拠条文があり、国の重大な利益を害する場合を除いては、当該照会に対する回答を拒否できないものと解されていることから、上記の位置づけとした。

概要

- ①規範カテゴリーは法令である。なお、本規定については、警察庁の施策を示す通達（「捜査関係事項照会書の適正な運用について」（警察庁丁刑企発第 211 号、丁生企発第 170 号、丁交企発第 203 号、丁備企発第 49 号））等が存在する。
- ②この条文は国内の捜査機関を対象としている。③規範形成の主体は日本である。

内容

・本規定はガバメントアクセス（GA）に関する規定の一種として捉えられる。捜査関係事項照会の範囲として、実務は、「捜査関係事項照会は、公務所又は公私の団体（以下「公務所等」という。）に報告義務を負わせるものであることから、当該公務所等は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いては、当該照会に対する回答を拒否できないものと解される。また、同項に基づく報告については、国家公務員法等の守秘義務規定には抵触しないと解されている。しかし、照会先である公務所等に対し、強制力をもって回答を求めることができないことから、回答に伴う業務負担等、相手方に配慮した範囲内において行うものとする」（愛知県例規集）と規定する。

より詳しくは…（参考文献）

指宿信「“捜査事項照会”ってなんだ？：刑事訴訟法学の立場から」第 3 回情報法制シンポジウム（2019 年 6 月 15 日）報告資料

愛媛県例規集「○捜査関係事項照会書の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 21 日例規捜一第 1 号）
https://www.police.pref.ehime.jp/kitei/reiki_honbun/u227RG00000449.html

個人情報保護条例

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★★

執行性 ★★★

→位置づけは個人情報保護法に準ずる

概要

- ①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例（条例）である。②この条文は各地方自治体の住民が対象となる。③規範

形成の主体は各地方自治体である。

内容

- ・個人情報保護法等の趣旨にのっとり、マニュアル処理を規制対象にしている、自己情報の開示及び外部委託について規定している点などで、個人情報保護条例の規定内容は概ね共通している。
- ・地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の定義について、他の情報との照合による識別について容易性を要件としているか、死者に関する情報を含むかという点などでは、条例の規定内容に差異もある。詳細については下記の表を参照されたい。

死者に係る個人情報の定義

	都道府県	市町村
生存する個人に関する情報に限る 【個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ。】	16 団体 (34.0%)	749 団体 (43.0%)
生存する個人に関する情報に限らない (死者に関する情報を含む。)	31 団体 (66.0%)	992 団体 (57.0%)
合計	47 団体	1,741 団体

総務省資料（下記）より日本総合研究所が再構成

- ・区域の特性としては、社会経済的条件、住民意識などに関する特性があり、これらの特性は地方公共団体によって異なる場合もあり、こうした区域の特性が、条例の規定内容に反映されている場合もあることから、事業者が自治体レベルで実証実験等を実施する際には、当該自治体の個人情報保護条例を参照することが求められる。

より詳しくは…（参考文献）

自治行政局「地域情報政策室個人情報保護条例の現状と総務省の取組」5 頁。<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20161121/161121toushi01.pdf>

総務省資料 at https://www.soumu.go.jp/main_content/000495661.pdf

防犯カメラ条例

顔照合との関連性 ★★★

→防犯カメラは顔情報を取り扱うため、顔照合に深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→5G 時代においては、各地の防犯カメラをネットワーク化し、リアルタイムの人物行動追跡が可能となり得る。このような将来的な在り方を見込み、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→本条例は防犯カメラに関するものであるため、医療情報とはほとんど関連しない。

執行性 ★★★

→防犯カメラ条例には罰則が存在しないのが通常であるが、住民に地方自治体の長に対する苦情の申立て権を認めているものが散見されることから、上記の位置づけとした。

概要

①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例（条例）である。②この条文は各地方自治体の住民が対象となる。③規範形成の主体は各地方自治体である。

内容

防犯カメラ条例は、大きく分けて次の5つの類型に分類される。

1つ目は、統一管理条例型である。これは、私人・行政機関・地域団体等を対象として、公共の場所に設置される防犯カメラについて、防犯カメラの設置利用基準の作成を義務付け、かつ、当該設置利用基準を自治体へ届け出ることを義務付けることを基本的な内容とする。この統一管理条例型を採用している自治体としては、我が国で初めて防犯カメラ規制条例を制定した東京都杉並区が代表例である。

2つ目は、自主管理条例型である。これは、自治体のみが対象であり、自治体が設置する防犯カメラについての自主管理規程である。条例の形式で制定されるが、統一管理条例型とは異なり、自治体以外の私人等に対して、設置利用基準の作成・届出等の義務を課すものではない。山梨県富士河口湖町などがこの類型の条例を制定している。

3つ目は、自主管理規則型である。この類型も自治体を対象であり、自治体が設置する防犯カメラについての自主管理規程であるが、条例ではなく、自治体の長の規則（地方自治法第15条第1項）として定められる（条例の施行規則ではなく、独立した規程である。）。東京都武蔵野市などが制定している。

4つ目は、要綱型である。これは、自主管理条例型・自主管理規則型と同様、自治体を対象であり、自治体が設置する防犯カメラについての自主管理規程である。形式としては、条例や規則ではなく、自治体の内規である要綱や要領の形式で定められる。自治体全体で一つの要綱等を定める場合のほか、知事・市長部局等の組織・施設ごとに定める場合もある。東京都など、要綱型の規範を定める自治体は相当数存在すると見られるが、公にされていないものも多いと思われる。

5つ目は、ガイドライン型である。これは、防犯カメラを設置する私人に対して自治体が防犯カメラの設置利用基準のモデルを提示し、このモデルに沿った内容の設置利用基準の制定を促すものである。自治体として始めて制定した静岡県が代表例である。

FTC 法5条

顔照合との関連性 ★★

→この条文は、プライバシーに関し、事業者自ら定めたプライバシーポリシーに違反した事業者を対象としているため、顔照合とも関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この条文は、プライバシーに関し、事業者自ら定めたプライバシーポリシーに違反した事業者を対象としているため、顔照合とも関連する。

医療情報との関連性 ★

→この条文は、プライバシーに関し、事業者自ら定めたプライバシーポリシーに違反した事業者を対象としているため、顔照合ともある関連する。

執行性 ★★★

→本条文に違反すると、FTCによる訴訟提起が行われ、制裁金が課せられる場合がある。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」であり、法律自体が守るべき要件を定めていないが、企業が自社で定めたプライバシーポリシーに自ら違反した場合にはFTCによる法執行がありうる。②この法律は、主としてアメリカにおいて事業を展開する者にもっとも関係する。③規範形成の主体は、連邦政府機関のFTC（アメリカ合衆国）である。

内容

- ・アメリカ（連邦レベル）においては、COPPAのように特定の領域を対象とした個別法による規制が行われており、日本やEUのような包括的なプライバシー保護法制が存在しない。そのため、個別法により規制されていない領域については、各事業者、業界団体による広範な自主規制が推奨されている。
- ・この条文は、アメリカ合衆国内の企業（事業者）に対し、商取引における「不公正な競争方法（unfair methods of competition）」及び「不公正もしくは欺瞞的な行為又は慣行（unfair or deceptive acts or practices）」を禁じている。
- ・事業者はまず任意で自ら策定したプライバシーポリシーを公表する（COPPAのような場合を除き、公表する法的義務は事業者にはない）。そのうえで、事業者が公表したプライバシーポリシーに自ら違反するような場合には本条が適用され、FTCによる法執行が行われる。
- ・例えば、ある事業者が、あらゆる目的においても自身の事業におけるユーザー・消費者の個人情報を第三者と共有しないとプライバシーポリシーに記載し、公表していたとする。そのうえで、当該事業者が、そのポリシーに違反する行為を行っていた（すなわち、第三者と共有した）場合には、FTCの法執行が行われる。

より詳しくは…（参考文献）

GAO, Consumer Privacy Framework Needs to Reflect Changes in Technology and the Marketplace, Sept 2013

児童オンラインプライバシー保護法及び同規則**Children's Online Privacy Protection Act (COPA), and Rule****顔照合との関連性 ★★**

→この法律が保護している「個人情報」には、オンライン・ウェブサイト上の子供の画像や音声が含まれる写真・動画などが含まれているため、顔照合とも関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この法律が保護している「個人情報」には、オンライン・ウェブサイト上の子供の長期間にわたってユーザーを認識するIPアドレスやCookieなどの永続的識別子や地理情報が含まれているため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 ★★

→この法律が保護している「個人情報」には、オンライン・ウェブサイト上の子供の医療情報についても対象に含まれているため、医療情報とも関連する。

執行性 ★★★

→違反者に対しては、民事罰の執行がありうる。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」であり、アメリカ合衆国の連邦法になる。また違反に対

して、FTCにより民事罰が課せられるため、強い執行性を有する。（ただし、私人による法的措置は認められていない）②この法律は、アメリカ合衆国の13歳以下の「子供」の個人情報を対象としているため、同国内で事業を行う事業者にも深く関係するものである。もっとも対象となる事業者は、子供をターゲットとしている商業ウェブサイトなどに限られる。③規範形成の主体は、連邦（アメリカ合衆国）である。

内容

- ・この法律は、ウェブサイトなどのオンラインサービスにおける児童の個人情報の収集の際に、親にコントロール権を与えることを目的としている。この法律でいう「児童」とは、13歳未満の子どもが該当する。
- ・この法律により保護されている「個人情報」は、「オンライン上で収集された特定個人を識別可能な情報」(individually identifiable information about an individual collected online)」であり、氏名などはもちろんのこと、画像、地理情報、財務、医療情報も含むとされている。
- ・対象となる事業者には、データ収集を行っているウェブサイトのプラグイン・広告ネットワークなども含まれており、このうち単に児童をターゲットにしているだけではなく、児童から情報を収集していることを実際に知らずながら運営が行われているサイトも含まれる。なお非営利的サービスの事業者には適用されない。
- ・この法律によれば、事業者（本法律における Operator）は、主として5つの義務を負う。①まず児童からオンラインを通じて個人情報を収集する場合、明確なプライバシーポリシーを掲載する必要がある。②さらに、児童からオンラインを通じて個人情報を収集する場合には、事業者は、保護者（親）にその旨を直接通知し、同意を得る必要がある。③事業者は、保護者が収集した児童の個人情報にアクセスし、情報の閲覧を行ったり、削除したりするための手段を提供しなければならない。④事業者は、児童に関する個人情報の収集量が限定されるうえ、⑤個人情報の収集目的の達成に必要な程度に保存期間は限定され、さらに不正アクセス・利用から保護するための合理的な手段を講じる必要がある。
- ・この法律のもっとも大きな特徴は、児童という脆弱な存在から情報の搾取が行われることを防ぐために、保護者にその様々なコントロール権を与えている点にある。例えば、保護者への「通知」については、事業者は、①自身の身元を明らかにし、②収集、利用、公開（第三者利用も含む）を行う個人情報の種類について説明し、③保護者に、個人情報の閲覧権や削除権、異議申立て権の行使ができる旨について示さなければならないとしている。

より詳しくは…（参考文献）

- ・FTC, Complying with COPPA: Frequently Asked Questions at <https://www.ftc.gov/tips-advice/business-center/guidance/complying-coppa-frequently-asked-questions>
- ・クリス・フーフナグル（宮下紘他訳）『アメリカプライバシー法 連邦取引委員会の法と政策』（勁草書房、2018年）80頁以下

第三者法理（アメリカ合衆国憲法修正4条より派生）

顔照合との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→ガバメントアクセスに関する規定であるため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★★

→アメリカ合衆国憲法修正 4 条から派生した規定であることから、★3 とした。

概要

①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例である。②この法理（理論）はアメリカ合衆国の捜査機関を対象としている。③規範形成の主体は、アメリカ合衆国である。

内容

・この法理は、政府による情報収集において、情報主が、意図して対象情報を第三者へ移転することによって、当該情報に対するプライバシーの合理的期待を失うという理論である。この法理は（銀行記録や電話番号といった）個人のプライバシーを暴露する性質を有しない類の情報には適用されるが、基地局位置情報のような暴露的性質を有する情報については適用されない（Carpenter v. United States, No. 16-402, 585 U.S. ____ (2018).）。

・2020 年、国土安全保障省が、移民税関捜査局と税関国境警備局を通じて、民間企業から地理的位置情報（基地局位置情報は除く）を購入し、移民法違反が疑われる人物の捜査に利用しているとの報道を受け、人権団体からの批判が噴出している。

HIPAA（医療保険の携行性と責任に関する法律）

Health Insurance Portability and Accountability Act

顔照合との関連性 —

→この法律の対象は「保護対象保健情報」であるため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→この法律の対象は「保護対象保健情報」であるため、人物行動追跡とはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★★★

→この法律は、医療情報の取扱いに関する規制を定めているため、深く関連する。

執行性 ★★★

→この法律上の諸義務の違反については、非常に重い制裁金が規定されている。

概要

①この法律の規範カテゴリーは、「国内・海外の立法（法律）」であり、アメリカ合衆国の連邦法にあたる。②この法律は、医療機関および医療提供者、保険業者、保健情報クリアリングハウス、およびこれらの事業者等から諸事務を請け負うビジネスアソシエートに対し、保護対象保健情報の取扱いに関する諸義務を定めており、義務違反に対する制裁金が規定されている。そのため、アメリカ国内で事業を行う事業者に深くかかわる規範である。③規範形成主体は、アメリカである。

内容

HIPAA は、第 2 章において医療情報の電磁的記録および流通に関する基本的考え方を示し、それに従い保健社会福祉省は健康情報に関するプライバシー・ルール及びセキュリティ・ルールを策定した。これらをはじめとする一連の規範によって、個人が特定可能な医療情報の取扱いに関する「プライバシー・ルール」が確立している。プライバシ

一・ルールは保護対象保健情報の必要最小限の利用・開示・提供を原則として、保護対象保健情報を取扱う事業者等の義務を定める。事業者等は、プライバシー・ルールに規定された場合を除いて保護対象保健情報を開示してはならない一方、患者本人からの求があった場合には、開示を行わなければならない。許容された場合以外に保護対象保健情報を開示提供する場合には、文書による本人同意が必要である。また、データの記録管理に関する義務が定められている。義務違反に対しては、帰責性に応じて 100 ドルから 5 万ドルの制裁金が規定されている。

一般データ保護規則 (GDPR)

General Data Protection Regulation

顔照合との関連性 ★★

→この法律が保護している「個人データ」には、身体的な識別子が含まれているため、顔照合とも関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この法律が保護している「個人データ」には、長期間にわたってユーザーを認識する IP アドレスや Cookie などの永続的識別子や位置データがふくまれているため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 ★★

→この法律には、「特別な種類の個人データ」として、「遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ」が含まれているため、医療情報とも関連する。

執行性 ★★★

→違反者に対しては、規制当局より制裁金が課せられる。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」であり、EUの「規則」になる。これは「指令」よりもまた強力であり、加盟各国が法定せずとも効力を発揮するものになる。違反に対しては、規制当局より制裁金が課せられるため、強い執行性を有する。②この法律は、欧州市民の個人情報を対象としているため、同地域内で事業を行う事業者にも深く関係するものである。ただし、域外適用もあり得るため、同地域外で事業を行う事業者もまったく無関係ではない。③規範形成の主体は、EUである。

内容

・この規則は、個人データの処理に関する目的と手段を決定する「管理者」を規制対象としている。なお実際にデータを扱う者は、「処理者」とされている。そのため、パーソナルデータを利活用する事業展開を考えている多くの事業者は、これに該当する可能性があるだろう。

・ここでいう「個人データ」は、「識別された自然人又は識別可能な自然人（「データ主体」）に関する情報」であり、特に「氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別」されるようなものも含んでいる。日本の「個人情報」との比較で注意が必要なのは、これに Cookie や IP アドレスも該当するという点である。

・なかでも、犯罪に関わるデータや、「遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ」を含む特別な種類の個人データには特別の定めがある。前者については、公的機関の管理下や EU

法・加盟国の国内法で認められていなければ取り扱うことはできず、後者についても、例外はあるが原則として取り扱いが禁止されている。

・この規則では基本原則が定められており、事業者は、適法性・公正性及び透明性、目的の明確性・限定、データの必要性・最小限度性、正確性、記録保存期間の限定、完全性・機密性といった原則に従ってパーソナルデータを扱う必要がある。

・この規則では、事業者が対応すべき義務と、データ主体の諸権利がいくつも定められている。まず事業者には①情報提供のわかりやすさ、②取得についてのデータ主体への情報提供の義務があるほか、データ主体には、①情報へのアクセス権、②データ削除権、③データ・ポータビリティの権利、④プロファイリングに対する諸権利がある。このうち、①と②、そして③は、データ主体が自らの情報を自らのコントロールできるようにするための情報自己決定権の具体化であり、この上で特徴的なのは④である。

・前記④では、④－1 個人データの公的な利益・権限または合法的な利益に基づく処理に対する異議申立て権があり、そこにはアルゴリズムによるプロファイリングも含まれている。異議申し立てがあった場合には、やむをえない合法的な根拠を示さなければ事業者は個人データの処理を禁じられる。特にこの申立てが、ダイレクトマーケティング目的で処理されているものに対する場合は、データ主体がいつでも異議申立てをでき、その後は当該目的のためにデータ処理を行うことは禁じられる。④－2 もう一点、データ主体に対し、「法的効果を発生させる、又は、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼす」自動化決定（プロファイリングを含む）に対する拒否権がある。なおこの権利については、データ主体の明示的同意に基づく場合など、いくつか適用除外が設けられている。

より詳しくは…（参考文献）

個人情報保護委員会による全文訳（ガイドラインを含む）

at <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

小向太郎・石井夏生利『概説 GDPR 世界を揺るがす個人情報制度』（NTT 出版、2019 年）

EU 警察指令

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないが、個人情報全般に関連することから、上記の位置づけとした。

執行性 ★★★

→EU 警察指令には罰則が設けられていることから、★3 とした。

概要

①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例（指令）である。②EU 領域内の捜査機関を対象としている。③規範形成の主体は EU であるが、「指令」であることから、加盟国に対する立法義務を課す旨の体裁を用いている。

内容

・EU 領域内において取り扱われる個人情報の内、刑事司法領域に関するものについては、EU 警察指令の規制を受ける。EU 警察指令の規定の中には、GDPR と同旨の規定も数多く存在する。他方、EU 警察指令にあつて GDPR にないものとしては、データ主体の区別、個人データの区別、ログイン等がある。GDPR は加盟国に直接適用される「規則」であるのに対し、EU 警察指令は「指令」であり、加盟国に対する立法義務を課す旨の体裁を用いている。

・加盟国は、指令に基づき、2018 年 5 月 6 日までの立法義務を負っていた。2018 年 2 月時点では、多くの加盟国が法案提出又はその検討中の段階であり、既に立法化していたのは、オーストリア、ドイツ、デンマーク、スロバキアのみであった。その後各国の立法化は進められたものの、2019 年 4 月段階では、スペイン、ラトビア、ポルトガル、アイスランド、リヒテンシュタインが未制定のようである。欧州委員会は、指令の立法化を行わないギリシャとスペインに対して、欧州司法裁判所への提訴を決定したことを公表している。

より詳しくは… (参考文献)

水野陽一「刑事手続における AI 実装と個人情報保護に関する諸問題：刑事捜査・訴追機関の情報収集・処理に関するものを中心に」北九州市立大学法政論集 47 巻 1・2 号 (2019 年 12 月) 75 - 97 頁。

石井夏生利「EU データ保護法」(勁草書房、2020 年) 302 頁。

e-Privacy 規則 (案)

顔照合との関連性 ★

→この法律 (案) は、広く電子通信・通話サービスを適用対象としているため、顔照合ともある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→この法律 (案) は、広く電子通信・通話サービスを適用対象としているため、人物行動追跡ともある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→この法律 (案) は、広く電子通信・通話サービスを適用対象としているため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★★

→法律 (案) には、行政制裁金と罰則の規定が盛り込まれているため、強い執行性を有する可能性がある。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例 (法律)」であり、EU の「規則」になる。これは「指令」よりもまた強力であり、加盟各国が法定せずとも効力を発揮するものになる。また違反に対しては、規制当局より制裁金が課せられるため、強い執行性を有する。②この法律は、欧州市民の個人情報を対象としているため、同地域内で事業を行う事業者にも最も深く関係するものである。③規範形成の主体は、EU である。

内容

・この法律は、GDPR の特別法としての位置づけを占めており、電子通信の秘密を対象とし、オンライン・プラットフォームにおける通信・通話サービスに対する規制になる。典型例は、Skype や Facebook Messenger のようなものである。

・GDPR が「個人データ」の保護を想定しているのに対し、e-Privacy 規則 (案) は、より広くユーザー・消費者が通信に利用するモバイルアプリやインターネットサービスの通信傍受、記録、盗聴などを防ぎ、プライバシーと通信の秘密を守るものになる。

・2017 年 1 月 10 日に提出されているが、欧州議会および欧州理事会 (Council) での議論が続いており、幾度も修正案が出ているため、関連する事業者はその動向には逐次注目しておく必要がある。

より詳しくは… (参考文献)

e-Privacy 規則（案）FactSheet

at <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/news/stronger-privacy-rules-electronic-communications>

カリフォルニア州消費者プライバシー法

California Consumer Privacy Act (CCPA)

顔照合との関連性 ★★

→この法律が保護している「個人情報」には、バイオメトリクス情報が含まれているため、顔照合にも関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この法律は、消費者に対して、事業者の個人情報の収集・使用などに対する開示請求権や個人情報の削除権、販売のオプトアウト権が認められているため、継続的な人物行動追跡にも関連する。

医療情報との関連性 ★★

→この法律が保護している「個人情報」には、第 1798.80 条第(e)項で述べる個人情報のカテゴリー（この中に医療情報が含まれている）が該当するため、医療情報にも関連する。

執行性 ★★★

→違反者に対しては、民事罰の執行または損害賠償請求の訴訟提起がありうる。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」であり、アメリカ合衆国のカリフォルニア州法になる。また違反に対して、州司法長官の訴訟提起により民事罰が課せられる他、州の消費者も民事訴訟を提起することができる場合があるため、強い執行性を有する。②この法律は、アメリカ合衆国のカリフォルニア州の住民を対象とし、州内で事業を行う事業者が対象のため、同州内で事業を行う事業者に最も深く関係するものである。ただしアメリカ合衆国の別の州または合衆国外で事業を行う場合でもまったく関係がないわけではないことに注意が必要である。③規範形成の主体は、州（アメリカ合衆国）である。

内容

・この法律は、「憲法上のプライバシー権を促進すること及び消費者の個人情報に関連する既存の法律を補完することを意図して」（第1798.175条）、2018年6月に制定され、2020年1月1日より施行されている。カリフォルニア州司法長官により、実際の運用のためのCCPA規則（California Consumer Privacy Act Regulations）の草案が、2019年10月10日に公表されており、同年12月6日までの間、パブリックコメント手続にかけられていた。

・この法律の適用対象となる「事業者」は、「自己の株主若しくはその他の所有者の利益又は金銭的便益のために組織又は運営され、消費者の個人情報を集め又は自己の代わりに個人情報が集められ単独で又は他と共同で消費者の個人情報を処理する目的と手段を決定し、カリフォルニア州で事業を行い」、なおかつ、①年間総収入が2,500万ドルを超えている、②50,000人以上の消費者、世帯、またはデバイスの個人情報を購入、受信、または販売している、③消費者の個人情報の販売によって年間収益の50%以上を得ている、いずれか一つ以上を満たす「個人事業体、パートナーシップ、有限責任会社、法人、団体又はその他の法的主体」をいう（第1798.140条(c)）。

・この法律でいう「個人情報（Personal information）」は、「特定の消費者又は世帯を、識別し、関連し、叙述し、関連付けることができ、又は直接的に若しくは間接的に合理的にリンクさせることのできる情報」（第1798.140条(o)(1)）を指し、その例としては、「識別子」、「商業的情報」、「バイオメトリクス情報」などが挙げられている。ただし、個人情報に該当する情報はそれに限られない。

・この法律の特徴は、カリフォルニア州の消費者に、大きく分けて4つのカテゴリー（計8つの権利）を保障している点にある。

①まず第一に、消費者が、どの個人情報が収集され、使用され、共有され、または販売されたのかを知る権利である。

②次に、事業者および事業者のサービスプロバイダーである拡張子によって保持されている個人情報の削除権である（第1798.115条(a)(b)）。

③消費者が、事業者对个人情報の販売を停止するよう指示することができるオプトアウトの権利（第1798.120条(a)）がある。

④消費者がCCPAに基づいてプライバシー権を行使した場合に、価格またはサービスの面での差別的な待遇をされない権利がある（第1798.125条(a)）。

・事業者には、データ収集時またはデータ収集以前に、消費者に対して通知を行う、消費者からの要求に応じたオプトアウト・告知・削除のための手続きの設定、Webサイトまたはモバイルアプリにおける「私の情報を販売するな（Do Not Sell My Info）」リンクの提供といった様々な義務を課せられる。

・なお同法（及び規則）に違反した場合は、州司法長官による提訴に基づき、違反一件あたりにつき、故意が認められた場合で7500\$、それ以外の場合でも2500\$の民事罰（制裁金）が課せられる（第1798.155条(b)）。これ以外にも、特定の個人情報の不正アクセスなどがなされた場合には、消費者1名（1件）あたり100～750\$の損害賠償請求が行われる可能性がある（第1798.150条(a)、(b)）。

より詳しくは…（参考文献）

・日本貿易振興機構（ジェトロ）サンフランシスコ事務所イノベーション・知的財産部スタートアップ支援課「カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)実務ハンドブック」2019年12月 at

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2019/c74bb9695c95edf9/20191225.pdf

・California Department of Justice, California Consumer Privacy Act (CCPA) FACT SHEET at

https://oag.ca.gov/system/files/attachments/press_releases/CCPA%20Fact%20Sheet%20%28000000002%29.pdf

・条文訳については、個人情報保護委員会「(仮日本語訳) California Consumer Privacy Act of 2018 カリフォルニア州消費者プライバシー法(2018年)(2019年8月29日時点)」at <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/ccpa-provisions-ja.pdf> を参考にしている。

ワシントン州生体識別子法

2017 Wa.HB 1493, Chapter 19.375 RCW

顔照合との関連性 ★★

→この法律の対象は指紋や声紋といった固有の生物学的パターン等を意味する生体識別子であり、顔照合とも関連すると思われる。ただし、この法律からは写真やビデオなどから得られたデータは明示的に除外されているため、SNSのデジタル写真へのタグ付け機能などは適用対象外である。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この法律は商業目的でのデータベースへの生体識別子の「登録」を対象としているため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→この法律の対象は生体識別子であり、医療情報はほとんど関係がない。

執行性 ★★★

→ユーザー・消費者自身による私的な法的措置は認められていないが、違反者に対しては州司法長官による執行があらうる。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」であり、アメリカにおける州法になる。②この法律は、アメリカ国内の特にワシントン州において事業を展開する事業者にも最も深く関係するものである。③規範形成の主体は、アメリカのワシントン州である。

内容

・この法律は、「固有の生物学的パターンまたは特性など、個人の生物学的特性の自動測定によって生成されるデータ」を意味する「生体識別子（Biometric identifier）」を対象としている。そこには、典型例として、指紋や声紋のほか、網膜や色彩も加えられている。ただし、法律は、「物理的またはデジタル写真、ビデオまたはオーディオの記録、またはそれらから生成されたデータ」、さらに「ヘルスケア治療」のために収集、使用、保存された情報は除かれる。またイリノイ州法と異なり、顔の形状については明示されておらず、顔認識技術への適用が制限されている可能性はあるとされている。

・この法律は、「個人の生体認証識別子をキャプチャし、元の出力画像に再構築できない参照テンプレートに変換し、生体認証識別子を特定の個人に一致させるデータベースに保存すること」を「登録」と呼称し、「通知、同意の取得、または商業目的での生体認証識別子のその後の使用を防止するメカニズムの提供」なしに、事業者が商業目的でデータベースに生体識別子を「登録」することを禁じている。

・この法律は、州の消費者保護法に基づき、州司法長官のみが執行可能であり、私人による私的救済は（イリノイ州法と違い）認められていない。

より詳しくは…（参考文献）

原文

at <https://app.leg.wa.gov/RCW/default.aspx?cite=19.375>

Inside Privacy COVINGTON & BURNING LLP による

at <https://www.insideprivacy.com/united-states/state-legislatures/washington-becomes-the-third-state-with-a-biometric-law/>

イリノイ州生体情報プライバシー法（BIPA）

Biometric Information Privacy Act.

顔照合との関連性 ★★★

→この法律の対象は生体識別及び生体情報であり、その中には「顔形状のスキャン」が明示されているため、顔照合と深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この法律は生体識別子の保存期間などを定めているため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→この法律の対象は生体識別子であり、明示的に除外されているため、医療情報はほとんど関係しない。

執行性 ★★★

→違反者に対しては州司法長官による執行がありうる他、私人による訴訟による救済も認められている。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」であり、アメリカにおける州法になる。②この法律は、アメリカ国内の特にワシントン州において事業を展開する事業者にも深く関係するものである。③規範形成の主体は、アメリカのワシントン州である。

内容

- ・この法律でいう、「生体識別子」には、「網膜または虹彩のスキャン、指紋、声紋、または手や顔の輪郭（scan of hand or face geometry）のスキャン」が含まれているが、他方で「身長、体重、髪の色、目の色などの身体的説明」は除外されている他、医療や遺伝情報なども除外されている。
- ・他方、この法律でいう「生体情報」は、「その取得、変換、保存または共有の方法に関係なく、個人を識別するために使用される個人の生体識別子に基づいたあらゆる情報」を意味している。
- ・事業者は、収集の目的や、生体識別子または生体情報を取得した当初の目的が満たされた場合か、個人との最後のやり取りから3年以内（のどちらか最初に起きた方）の期間で、生体識別子および生体情報を永久に破棄するための保存期間のスケジュールとガイドラインを確立したポリシーを文書化して作成し、公表しなければならない。またこうした情報の売買なども原則として禁じられている（例外有）。
- ・この法律の要件に違反した場合には、たとえ実害がなくとも、私人による訴訟を通じた私的救済が認められている。このほかにも、州司法長官による執行がある。なお、この後の2009年にテキサス州でも同様の法律が制定されているが、イリノイ州法と異なり私人による訴訟を通じた私的救済は認められていない点で異なる。
- ・なお、すでにユーザー・消費者からFacebook社が、この法律に基づいて訴訟を提起されている（In re Facebook Biometric Info. Privacy Litig., 185 F. Supp. 3d 1155 (N.D. Cal. 2016)）。

より詳しくは…（参考文献）

原文

at <http://www.ilga.gov/legislation/ilcs/ilcs3.asp?ActID=3004&ChapterID=57>

State Biometric Privacy Legislation: What You Need to Know THOMPSON HINE LLP による

at <https://www.thompsonhine.com/publications/state-biometric-privacy-legislation-what-you-need-to-know>

サンフランシスコ市当局による顔認識技術の使用を禁止する条例

顔照合との関連性 ★★★

→公的機関を対象とするものであるが、顔認識技術を対象としているため、深く関連すると考えられる

人物行動追跡との関連性 ★★

→5G時代においては、顔認識システムをネットワーク化し、リアルタイムの人物行動追跡が可能となり得る。このような将来的な在り方を見込み、人物行動追跡とも関連性する。

医療情報との関連性 —

→この法律は顔認識技術を対象にしたものであるため、医療情報とはほとんど関連しない

執行性 ★★★

→顔認識技術の使用を禁止するものであるところ、★3つとした。

概要

①規範カテゴリーは国内・地域の法令・条例（条例）である。②この法律は、アメリカ合衆国のサンフランシスコ市当局を対象としているため、同市内の当局を相手方として事業を行う事業者にも最も深く関係するものである。③規範形成の主体は、市（アメリカ合衆国）である。

内容

・本条例は、「監視技術は我々全員のプライバシーを脅かす可能性があり、監視の取り組みは、歴史的に、人種、民族、宗教、国籍、収入、性的指向、政治的見解によって定義されるものを含め、特定のコミュニティやグループを威圧するために用いられてきた」こと、「顔認識技術が市民の権利や市民の自由を危険にさらす傾向は、その主張されている利益よりもはるかに大きく、その技術は人種的不正義を悪化させ、継続的な政府の監視から自由に生きる私たちの能力を脅かす」ことに鑑み、サンフランシスコ市政府機関による顔認識技術を用いた監視を全面禁止するものである。

・同条例によれば、「顔認識技術」とは、個人の顔に基づいて個人を識別又は検証することを助ける自動化された又は半自動化されたプロセスをいうとされる。

より詳しくは…（参考文献）

Stop Secret Surveillance Ordinance （ 秘 密 監 視 禁 止 条 例 ） at <https://sfgov.legistar.com/View.ashx?M=F&ID=7206781&GUID=38D37061-4D87-4A94-9AB3-CB113656159A>

防犯カメラ設置に係る補助制度

顔照合との関連性 ★★★

→本制度は、防犯カメラ設置に対する補助の仕組みであるため、顔照合とは深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→本制度は、防犯カメラ設置に対する補助の仕組みであるため、継続的な人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 ー

→本制度は、防犯カメラ設置に対する補助の仕組みであるため、医療情報とはほとんど関連しない。

執行性 ★★

→基本的に、事業者が防犯カメラを設置する際に自治体補助金を給付する仕組みであり、罰則などがあるわけではない。ただし、自治体によっては補助金の返還請求が行われる場合もあり得る。

概要

①規範カテゴリーは、「国内・地域の法令・条例（法律）」である。②この法律は、国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本の各地方自治体である。

内容

・いくつかの自治体では防犯カメラ設置を行う事業者に対して、補助金を給付（交付）するという仕組みが設けられている場合がある。制度の内容や補助の金額については自治体によってさまざまであるが、申請に際して一定の基準を設けている場合がある。

・例えば、大阪府の「堺市地域貢献事業所防犯カメラ設置補助基準」は、まず「当該 地域における安全確保、犯罪の未然防止を目的」として設置の必要性があることを挙げ、設置場所についても「犯罪の発生率が高いと見込まれる地域」で不特定数人が集まり、また隣接地域での犯罪発生の良い志向が期待できる場所などを挙げている他、撮影範囲については目的達成に「必要最小限の範囲」で、場所・台数・角 度・画 角などの撮影条 件」の決定を行う旨の記載がある。さらに私的空間を撮影しないように配慮も求めている。これ以外にも、明瞭性、責任明確化、カメラの管理・運用、データ管理、目的外利用の制限、苦情処理、防犯カメラ管理運用規定の策 定といった 10 の基準が定められている。

・なお自治体にもよるが、事業者が補助金の交付決定内容と条件に違反した場合に、補助金の返還請求を行われる場合もある。例えば、龍ヶ崎市の制度においては、手引書に「補助金交付の決定の内 容又はこれに付した条件に違反 した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。」との記載がある。

より詳しくは… (参照文献)

堺 市 地 域 貢 献 事 業 所 防 犯 カ メ ラ 設 置 補 助 基 準

at

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bohan/chiiki/jigyousyobouhannkkamera.files/jigyousyocamerasettikijun0701.pdf>

龍ヶ崎市 防犯カメラ等設置事業補助金 制度に関する手引き

at <https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/anzen/anzen/bouhan/2017032700066.files/3.pdf>

Ⅲ 政府系ガイドライン

Facing Fact レポート ベストプラクティス

顔照合との関連性 ★★★

→このガイドラインは、特に顔認識技術を利用する事業者向けのベストプラクティスを提示しているため、顔照合には深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→このガイドラインは、特に顔認識技術を利用する事業者向けのベストプラクティスを提示しているため、カメラを通じて収集するデータの取り扱いに関係しているため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→このレポートは、医療情報について対象としていないため、ほとんど関連しない。

執行性 ★★

→本レポート自体は既存の法的要件を拡張するものではなく、当該ベストプラクティスに違反したからと言って法執行の対象となることはない。ただし FTC 法 5 条に基づき、企業が自社で定めたプライバシーポリシーに自ら違反した場合には法執行がありうる。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」であり、アメリカ合衆国の連邦政府機関によるものになる。ただし本レポート自体は既存の法的要件を拡張するものではなく、ベストプラクティスに違反したからと言って法執行の対象となることはないが、企業が自社で定めたプライバシーポリシーに自ら違反した場合には FTC による法執行がありうる。②このガイドラインは、主としてアメリカにおいて事業を展開する者に最も関係する。③規範形成の主体は、連邦政府機関の FTC（アメリカ合衆国）である。

内容

・このガイドライン（レポート）は、FTC スタッフが、顔認識技術 (Facial Recognition Technologies) を利活用する事業者に対して推奨しているベストプラクティスを示したものである。このレポートは、2011 年 12 月 8 日に FTC より開催された、ワークショップ「FacingFact：顔認識技術に関するフォーラム」におけるパネリストの議論、さらにワークショップ後のパブリックコメントを統合したものになる。このガイドラインにおけるベストプラクティスは、FTC が 2012 年 3 月に示した “Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change” における①プライバ

シー・バイ・デザイン、②選択の簡略化、③透明性の向上との3つの原則に基づいている。

・このガイドラインでは、事業者には、①合理的なデータセキュリティの担保すること、②適切なデータ保持・廃棄のための慣行の確立と維持を行うこと、③顔認識システムの実装設置場所の配慮（情報のセンシティブティへの配慮）をすることが挙げられ、そのうえで、消費者への明確な告知をすること（通常の看板と見分けが付きにくいカメラ付きデジタルサイネージや顔認識機能付きの SNS など）に加えて、（顔認識機能付きの SNS について）ユーザー・消費者にデータの収集や使用についてのわかりやすい選択権を与え、データ削除などの機能についていつでも行えるようにすること、さらには目的外利用や匿名の映像からユーザーを特定するような場合にはユーザー・消費者から事前の明示的同意を得ること、といった項目を実施することが推奨されている。

より詳しくは…（参考文献）

Facing Facts: Best Practices For Common Uses of Facial Recognition Technologies

at <https://www.ftc.gov/reports/facing-facts-best-practices-common-uses-facial-recognition-technologies>

公正な情報慣行原則

Fair Information Practice Principles

顔照合との関連性 ★

→このガイドラインは、パーソナルデータの全般の取り扱いについて定めた原則であるため、顔照合にもある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→このガイドラインは、パーソナルデータの全般の取り扱いについて定めた原則であるため、人物行動追跡にもある程度関連する。

医療情報との関連性 ★

→このガイドラインは、パーソナルデータの全般の取り扱いについて定めた原則であるため、医療情報にもある程度関連する。

執行性 ★★

→このガイドライン自体は、法的要件ではないため、違反したからと言って法執行の対象となることはない。ただし米国におけるプライバシー関連法の基礎として機能している部分がある。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」であり、アメリカ合衆国の連邦政府機関によるものになる。法的要件ではないため、違反したからと言って法執行の対象となることはないが、プライバシー保護とその他の利益の調整を行うフレームワークとして機能している他、米国におけるプライバシー関連法の基礎として機能している部分がある。②このガイドラインは、主としてアメリカにおいて事業を展開する者に最も関係する。ただし、このガイドラインのもとになっているのは、国際原則であるため、他の地域においてもまったく関係がないわけではない。③規範形成の主体は、FTC等のアメリカ連邦政府機関である。

内容

・このガイドラインが示す原則は、個人情報のプライバシーとセキュリティを保護するための国際的に認められた個人情報のプライバシー及びセキュリティ保護のための一連の原則（e.g. OECD 8 原則）に基づいており、アメリカでは1974年のプライバシー法（公的機関を対象とするもので、民間の事業者には直接関係はない）の中で示された。

・アメリカにおいては、連邦政府機関におけるプライバシー保護の法制度の基礎となっており、FTCなどの諸機関が

出すプライバシーに関する勧告の基礎ともなっている。

・さらに近年では、オバマ政権時代に提案された、2012年2月に示された「消費者プライバシー権利章典」の中に、FIPPsの考え方が取り入れられており、そこでは、①個人によるコントロール、②透明性、③提供時の目的の尊重、④安全性、⑤アクセスと正確性、⑥必要最小限度の収集、⑦説明責任といった7つが挙げられている。

プライバシー・バイ・デザイン (PbD)

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★★

→後述した GDPR では PbD が義務付けられている。したがって、GDPR と同様の位置づけとした。

執行性 ★★

→後述の通り、PbD は「概念」であることから、罰則は設けられていない。しかし、前述の通り、PbD を義務付けた GDPR は課徴金制度を設けている。また、PbD を組み込んだ ISO/IEC および JIS 規格の整備も進められていることから、執行性については上記の通りとした。

概要

①規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。②対象者は国際的な事業展開を行う個人データを取り扱う全ての事業者である。③規範形成の主体は FTC・GDPR 等である。

内容

・プライバシー・バイ・デザイン (PbD) は、1990 年代、アン・カブキアン博士により、情報通信技術および大規模にネットワーク化された情報システムの絶え間なく増大する全般的な影響に対処するために開発された概念である。

・PbD は、1) IT システム、2) 責任あるビジネス・プラクティス、3) 物理的設計とネットワーク基盤、において適用されることを目的としている。PbD は、あらゆる種類の個人情報に適用され得るが、プライバシー対策の強度は、データの機微性の高さに相応する傾向があることから、医療情報や財務データといった機微なデータには、特に強力に適用されなければならないとされる。

・アン・カブキアン博士は、PbD は次に掲げる 7 つの基本原則を実践することで達成できると指摘する。

7 つの原則

	原則	概要
①	事後的ではなく、事前	・ プライバシー侵害が発生する前に、予想し予防する
②	初期設定としてのプライバシー	・ プライバシーを保護するための個別の措置をシステムに最初から組み込む
③	デザインに組み込まれるプライバシー	・ PbD を IT システムおよびビジネス・プラクティスのデザインおよび構造に組み込む
④	全機能的	・ PbD は、プライバシーとセキュリティの両方とも持つことが可能であることを実証するものである
⑤	最初から最後までセキュリティ	・ PbD は、関係するデータのライフサイクル全体を通じて安全に拡張するものである

⑥	可視性と透明性	PbD が機能することを保障するため、その構成部分および機能は、利用者および提供者に対し、一様に可視的で透明でなければならない
⑦	利用者のプライバシーの尊重	設計者および管理者に対し、強力なプライバシー標準、適切な通知、および権限付与の簡単なオプションのような手段を提供することによって、個人の利益を最大限に維持する

より詳しくは… (参考文献)

アン・カブキアン「Privacy by Design 7つの基本原則」

at https://www.soumu.go.jp/main_content/000196322.pdf

Privacy Framework: A TOOL FOR IMPROVING PRIVACY THROUGH ENTERPRISE RISK MANAGEMENT

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★★

→ プライバシー・バイ・デザインを支援することを目的として米国国立標準技術研究所 (NIST) により作成されたツールであることから、プライバシー・バイ・デザインと同様の位置づけとした

執行性 ★★

→ 法的拘束力はないが、後述するように多くの企業の採用が見込まれることから、重要度をやや高いものとした

概要

① 規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。② 現在多くの企業がセキュリティ対策時の参照ガイドラインとして活用している、NIST CSF のプライバシー版と位置づけられていることから、国際的な事業展開を行う企業が対象である。③ 規範形成の主体は NIST である。

内容

・ プライバシー・バイ・デザインを支援し、組織が個人のプライバシーを保護するのに役立つ、より優れたプライバシーエンジニアリングの実施を可能にすることを目的として、2020 年 1 月に米国国立標準技術研究所 (NIST) により作成された (Version 1.0)。セキュリティ対策の指針として代表的なフレームワークとなっている NIST サイバーセキュリティフレームワーク (CSF) と同じ枠組みが採用されていることから、CSF 同様、多くの企業の採用が見込まれる。

・ プライバシーフレームワークはあらゆる規模の組織で広く使用でき、特定のテクノロジー・分野・法律・管轄区域にとらわれない。プライバシーフレームワークの目的は、① 個人に影響を与えるシステム・製品・サービスを設計および提供する際にプライバシーを考慮すること、② プライバシー・プラクティスについてのコミュニケーションを図ること、③ 組織の人的資源のコラボレーションの促進を通じて、組織がプライバシーリスクを管理するのを支援することにある。

より詳しくは… (参考文献) より詳しくは… (参考文献)

原文

at https://www.nist.gov/system/files/documents/2020/01/16/NIST%20Privacy%20Framework_V1.0.pdf

藤井秀之「【解説】NIST プライバシーフレームワークの概要と位置づけ」

at <https://www.secure-sketch.com/blog/nist-privacy-framework-draft>

データ保護影響評価（DPIA）及び取扱いが EU 規則 2016/679 の目的に照らして「高度のリスクをもたらす可能性」があるか否かの判断に関するガイドライン

Guidelines on Data Protection Impact Assessment (DPIA) and determining whether processing is “likely to result in a high risk” for the purposes of Regulation 2016/679

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★★

執行性 ★★★

→GDPR 第 35 条のガイドラインであることから、GDPR と同様の位置づけとした

概要

①規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。②EU 域内でビジネスを行い、EU 域内にいる個人の個人データを取得する中小・零細企業を含む日本企業に対しても、幅広く適用される。③規範形成の主体は EU である。

内容

・GDPR 第 35 条は、データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment : DPIA）の概念を採用している。DPIA は、個人データの取扱いの必要性と比例性に対する評価、リスク評価、それらへの対応策を決定することを通じて、個人データの取扱いに伴う自然人の権利及び自由に対するリスク管理を支援するために設計されたプロセスである。GDPR の下では、DPIA の要求事項を遵守しないことにより、管轄監督機関が制裁金を課すことがある。

・本ガイドラインは、その適用範囲を明らかにした上で（同ガイドラインⅡ章）、DPIA について質疑形式で説明を行うものである（同ガイドラインⅢ章）。

より詳しくは…（参照文献）

個人情報保護委員会「データ保護影響評価（DPIA）及び取扱いが 2016/679 規則の適用上、「高いリスクをもたらすことが予想される」か否かの判断に関するガイドライン at https://www.ppc.go.jp/files/pdf/dpia_guideline.pdf
日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア C I S 課「データ保護影響評価（DPIA）の実施に関するガイドライン WP 248 rev.01（仮訳）」 at https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/gdpr/pdf/dpia.pdf

ビデオ機器を通じた個人データの処理に関するガイドライン（最終版）

Guidelines 3/2019 on processing of personal data through video devices version adopted after public consultation

顔照合との関連性 ★★★

→GDPR の法解釈指針を示すもので、特にビデオ機器（カメラ画像等）を通じたデータについてのガイドラインであるため、顔照合と深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→GDPR の法解釈指針を示すもので、ビデオ機器を通じたデータの保存期間などについても規定しているため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→GDPR の法解釈指針を示すもので、ビデオ機器を通じたデータについてのガイドラインであるため医療情報とはほとんど関連しない。

執行性 ★★★

→GDPR の法解釈指針を示すもので、EU 各国の監督機関が GDPR の執行を行う際の根拠となるため、GDPR と同様の位置

づけとした。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。違反した場合は、GDPR 違反を構成し得るため、強い執行性を有する。②本ガイドラインは、GDPR に従い GDPR の適用の範囲内で適用される。③本ガイドラインの制定主体は、EU 各国の監督機関および欧州データ保護監督機関（European Data Protection Supervisor）の長で構成される、欧州データ保護会議（European Data Protection Board）である。

内容

・本ガイドラインの趣旨は、ビデオ機器を通じた個人データの処理（カメラ画像や顔照合技術の取り扱い）に関して、GDPR がどのように適用されるかを明確にし、GDPR の統一的な適用を確保することである。①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。違反した場合は、GDPR 違反を構成し得るため、強い執行性を有する。②本ガイドラインは、GDPR に従い GDPR の適用の範囲内で適用される。③本ガイドラインの制定主体は、EU 各国の監督機関および欧州データ保護監督機関（European Data Protection Supervisor）の長で構成される、欧州データ保護会議（European Data Protection Board）である。

・本ガイドラインは、旧来型のビデオ機器と顔照合技術を含む最新型のビデオ機器の双方を対象としており、とりわけ特別な種類のデータの処理、家庭内での私的な撮影の適用除外、第三者へのビデオ映像の提供を含む、処理の適法性について言及している。2019 年 7 月にパブリックコメントに付され、いくつかの修正が行われたうえで 2020 年 1 月 29 日に最終版が公開された。

・本ガイドラインは、次の 10 項目から構成される。1. はじめに、2. 適用範囲、3. 処理の適法性、4. 第三者へのビデオ映像の提供、5. 特別な種類のデータ処理、6. データ主体の権利、7. 透明性と情報提供の義務、8. 保存期間と消去義務、9. 技術的措置と組織的措置、10. データ保護影響評価

人間中心の A I 社会原則

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→特定の技術や応用への言及は意図的に避けられているが、プライバシーは原則の一つとして言及されているため、顔照合、人物行動追跡、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★★

→本文書は日本政府の全ガイドラインが立脚する拠り所と位置付けられている。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。②このガイドラインは、AI に関する日本政府内の議論の集大成であり国内において事業開発を行う者が、特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、内閣府（日本）である。

内容

AI に関する日本政府内の議論の集大成であり、Society 5.0 実現に向け AI が満たすべき原則を簡潔にまとめる。総務省ほかが作成する文書、例えば AI 利活用ガイドライン案/AI 利活用原則案、はこの文書を上位規範とした詳細化と位置付けられている。そのために本文書では、今後日本が実現を目指すべき社会の基本理念、人や社会システム

等々の社会の構成要素の将来像を述べた AI-ready な社会というビジョン、人間中心や教育・リテラシー、プライバシー確保等々の社会原則、開発者や利用者が負うべき側面を述べた開発利用原則（詳細今後）、を記述する。

本文書は AI 社会原則として(1)人間中心 (2) 教育・リテラシー (3) プライバシー確保 (4) セキュリティ確保 (5) 公正競争確保 (6) 公平性、説明責任および透明性 (7) イノベーション、の 7 原則を挙げる。うちプライバシーについては「全ての AI が、パーソナルデータ利用に関するリスクを高めるわけではない」と断った上でステークホルダーに対し「政府における利用を含め、個人の自由、尊厳、平等が侵害されないようにすべき」「AI の使用が個人に害を及ぼすリスクを高める可能性がある場合には、そのような状況に対処するための技術的仕組みや非技術的枠組みを整備すべき」「パーソナルデータは、その重要性・要配慮性に応じて適切な保護がなされなければならない」とする。

より詳しくは… (参考文献)

内閣官房 人間中心の AI 社会原則会議

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinkouchinou/>

統合イノベーション戦略推進会議決定「人間中心の AI 社会原則」、2019 年 3 月 29 日。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/aigensoku.pdf>

AI 利活用原則案／AI 利活用ガイドライン案

顔照合との関連性 —

人物行動追跡との関連性 —

→特定の技術や応用への言及は利用場面のケーススタディでのみ行われており、顔照合や人物行動追跡への言及はないため、これらはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★

→医療情報はケーススタディで言及されているため、ある程度関連する。

執行性 ★★

→本文書がネットワークにより相互接続された AI と言いつつ事実上全 AI を対象としていること、政府のガイドラインであることを考え★2としている。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。②このガイドラインは、国内において事業開発を行う者が、特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、総務省（日本）である。

内容

総務省が 2016 年 10 月から開催する AI ネットワーク社会推進会議の 2018 年、2019 年の報告書の中核概念である。AI 利活用原則が 2018 年、AI 利活用ガイドラインが 2019 年となる。2017 年に開発者向けの原則案が策定・公開された後、AI は利用者の役割が大きい（たとえば AI に提供する学習用データによって大きく振る舞いが変わる）ことを考え、利用者向けの原則が作られた。利活用原則では移動、居住などの利用シナリオを想定し、AI システムのライフサイクルを概観し、利活用に係るステークホルダーを特定した上で、適正利用、適正学習、連携、安全、セキュリティ、プライバシー、尊厳・自立、公平性、透明性、アカウントビリティの各原則を掲げる。AI 利活用ガイドラインではそれらを詳細に解説する。なお総務省はネットワークを所管する省庁であり、本原則やガイドラインは基本的にはネットワークで相互接続された AI を対象としている。

AI の利活用における便益や課題を都市部における利用：移動、介護、観光・旅行、教育・人材育成、地方部における利用、家庭内、企業などと整理した上で完全自動運転、医療診断、人事評価・採用、金融（保険）、行政についてケーススタディを行う。例えば医療診断では、想定される便益として病気の早期発見、見落としの改善につながると

ともに医師の負担軽減他が挙げられ、想定される課題として AI システムのハッキングによる患者の医療データ流出によるプライバシー侵害他が挙げられている。これらの帰納として概要に示した適正利用、適正学習ほかの原則が示され、利活用ガイドラインで詳細に説明される。

より詳しくは… (参考文献)

総務省 AI ネットワーク社会推進会議

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/index.html

総務省 AI ネットワーク社会推進会議 報告書 2018 の公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000072.html

総務省 AI ネットワーク社会推進会議 報告書 2019 の公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000081.html

国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案

顔照合との関連性 —

人物行動追跡との関連性 —

→特定の技術や応用への言及は利用場面のケーススタディでのみ行われており、顔照合や人物行動追跡への言及はないため、これらはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★

→医療情報はケーススタディで言及されているため、ある程度関連する。

執行性 ★★

→本文書がネットワークにより相互接続された AI と言いつつ事実上全 AI を対象としていること、政府のガイドラインであることを考え★2としている。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。②このガイドラインは、国内において事業開発を行う者が、特に参照すべきものとなる。ただし、このガイドラインは、「G7やOECDにおける国際的な議論のための基礎となる文書として作成されたもの」としての側面も有するため、国際的な事業展開を行う事業者も参照することが望ましい。③規範形成の主体は、総務省（日本）である。

内容

総務省が 2016 年 10 月から開催する AI ネットワーク社会推進会議の 2017 年報告書の中核概念である。これをベースに 2018、19 年の AI 利活用原則や利活用ガイドラインが策定される。AI 一般が守るべき原則を定めたものとしては世界的にも初期の文書の一つである。連携、透明性、制御可能性、安全、セキュリティ、プライバシー、倫理、利用者支援、アカウントビリティの 9 原則を定める。こうした原則で使われる主なキーワードはほぼ全て網羅されているが、後の原則で必ず強調される公平性の原則が、倫理の原則の一部とされ強調されていないのが特徴的である。なお総務省はネットワークを所管する省庁であり、本原則やガイドラインは基本的にはネットワークで相互接続された AI を対象としている。

またこの 9 原則を導くため、災害や移動（車両）、健康など 10 分野について様々なユースケースを案出し、それらを基に公共、個人、産業について公共ならばパブリックガバナンスや危機管理、個人ならば教育・まなび、財、居住他の分野を設定し、その中でまちづくり、健康、モノという 3 分野を選んで分析、その利活用方法、インパクト、リスク、被害、リスク評価を行ったうえで連携や透明性ほかの 9 原則を導く。9 原則のうち、本報告書の目的に関係の深いプライバシーの原則については、プライバシーの原則：開発者は、AI システムにより利用者及び第三者のプ

プライバシーが侵害されないよう配慮する、とした上で「AI システムのプライバシー侵害のリスクについて、あらかじめ影響評価を行うよう努めるとともに、開発の過程を通じて、採用する技術の特性に照らし可能な範囲で措置を講ずるよう努めることが望ましい（プライバシー・バイ・デザイン）」とする。

より詳しくは…（参考文献）

総務省 AI ネットワーク社会推進会議

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ai_network/index.html

総務省 AI ネットワーク社会推進会議 報告書 2017 の公表

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000067.html

位置情報プライバシーレポート

顔照合との関連性 —

→このガイドラインは、GPS や Wi-Fi などの位置情報を取り扱ったものであるため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 ★★★

→人物行動追跡において問題となる位置情報について論じるものであり★3 つとした。

医療情報との関連性 —

→このガイドラインは、GPS や Wi-Fi などの位置情報を取り扱ったものであるため、顔照合とはほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、多くの企業において参考とされていることから、重要度をやや高いものとした

概要

①規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。②対象は国内の電気通信事業者である。③規範形成の主体は総務省である。

内容

ビッグデータへの利活用が期待されている電気通信事業者が取り扱う位置情報について、通信の秘密、個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、ビジネス利用も含めたその社会的利活用を促進するための所要の整理を行ったものである。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

顔照合との関連性 —

→このガイドラインは、位置情報等を取り扱ったものであるため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 ★★★

→人物行動追跡において問題となる位置情報についての規定があるため、深く関連する。

医療情報との関連性 —

→このガイドラインは、GPS や Wi-Fi などの位置情報を取り扱ったものであるため、医療情報とはほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、多くの企業において参考とされていることから、重要度をやや高いものとした

概要

①規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。②対象は電気通信事業者である。③規範形成の主体は総務省である。

内容

- ・電気通信事業の公共性及び高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として作成されたガイドラインである。
- ・平成 29 年、改正個人情報保護法及び個人情報保護委員会のガイドラインの規律及び内容を反映させ統一性を確保するために改正された。通信の秘密の保護等の電気通信事業法に基づく規定やプライバシー保護の観点からの規定等、電気通信分野に特有の規定については基本的に維持されているが、以下に示すような変更点がみられる。
- ・「捜査機関の要請による位置情報の取得」についての規定が置かれていることから、ガバメントアクセスについての考察を行う上でも参考となる。
- ・位置情報について、「個々の通信に関係する場合は通信の構成要素であるから通信の秘密として保護されると解される。また、位置情報が個々の通信に関係せず通信の秘密に該当しない場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高く、通信とも密接に関係する事項である」とする。ここでいう位置情報は、GPS 位置情報に限らず、基地局位置情報や Wi-Fi 位置情報も含むものと推察される。

より詳しくは… (参考文献)

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 152 号。最終改正平成 29 年総務省告示第 297 号）の解説

at https://www.soumu.go.jp/main_content/000603940.pdf

スマートフォンプライバシーイニシアティブ

顔照合との関連性 —

→このガイドラインは、電気通信事業者を対象としたものであるため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 ★★★

→人物行動追跡において問題となるスマートフォンのプライバシーについての規定があるため、深く関連する。

医療情報との関連性 —

→このガイドラインは、電気通信事業者を対象としたものであるため、医療情報とはほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、多くの企業において参考とされていることから、重要度をやや高いものとした

概要

①規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。②対象は電気通信事業者である。③規範形成の主体は総務省である。

内容

・平成 24 年、総務省「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）は、利用者が安心安全にアプリを利用できる環境を確保するため、アプリが利用者情報を外部送信又は蓄積を伴う形で取得している場合には、アプリ提供者に対し、アプリごとに当該情報の取扱指針を示したプライバシーポリシーの作成を推奨する「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」（SPI）（呼称：エス・ピー・アイ）を公表。

・スマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するためには、関係事業者等が利用者情報を適切に取扱い、利用者のサービスへの信頼を確保することが必要であるとして、以下に示す「スマートフォン利用者情報取扱指針」を提示した。

スマートフォン利用者情報取扱指針：基本原則

	原則	概要
①	透明性の確保	対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。
②	利用者関与の機会の確保	関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。
③	適正な手段による取得の確保	関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。
④	適切な安全管理の確保	関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。
⑤	苦情・相談への対応体制の確保	関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。
⑥	プライバシー・バイ・デザイン	関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようあらかじめ設計するものとする。 利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。

より詳しくは…（参考文献）

総務省スマートフォンプライバシー

at https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html

顔認証技術を活用した One ID サービスにおける個人データの取扱いに関するガイドブック（案）

顔照合との関連性 ★★★

→顔認証技術に特化したガイドブックであるため、深く関連する。

人物行動追跡との関連性 —

→顔認証技術に特化したガイドブックであるため、人物行動追跡はほとんど関連しない。

医療情報との関連性 —

→顔認証技術に特化したガイドブックであるため、医療情報はほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、日本において「顔認証」の取扱いを具体的に示した初めての公的なガイドラインであり、今後の生体情報活用の規範形成の基礎となり得るものであり、多くの企業において参考とされていることから、★★とした。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」に相当する。国土交通省航空局が2020年3月に発行予定の、顔認証技術を活用した国際線出発手続き（出国審査以外）の導入に関し、個人情報の取り扱いの配慮事項等を示した規範である。②この規範は特に国内で事業展開をするものに特に③規範形成主体は国土交通省である。

内容

・空港における「FAST TRAVEL」の重要な取り組みとして、2020年、成田空港を始めとして、顔認証技術を用いた搭乗手続きである「One ID」が導入予定であり、国土交通省がそれに先んじ、旅客の顔画像やパスポート情報、搭乗情報等の個人データを取得、使用した手続きにつき、個人データの取扱いを整理したガイドラインの発行を進めている。

・「One ID」導入により、旅客にとっては、スムーズな搭乗手続きと待ち時間の短縮が図れ、航空需要が伸び続ける中で労働力不足が懸念されている中、空港事業者や航空会社にとっては、スタッフの省力化、省人化を図ることが期待されている。



図（出典：<https://www.naa.jp/jp/20190228-OneID.pdf>）

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン

顔照合との関連性 ★

→ドローンに搭載されたカメラで顔画像等が撮影され、利用される可能性についても考えると顔照合とはある程度関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→5G 時代においては、ドローンのネットワーク化により、リアルタイムの人物行動追跡が可能となり得るため、人物行動追跡と関連する。

医療情報との関連性 —

→ドローンに関連するガイドラインであるため、医療情報はほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、ドローン利用者・事業者において参考とされていることから、重要度をやや高いものとした

概要

①本ガイドラインの対象者はドローンの全てのユーザーである。②規範形成の主体は国土交通省である。③規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。

内容

- ・ドローンの全てのユーザーを対象として、無人航空機の定義、法規制、注意事項についてまとめられたガイドラインである。
- ・事業者に対しては、以下の点が注意事項として挙げられている。

概要
映像の撮影など事業において無人航空機を飛行させる場合、反復継続して飛行させると考えられること等から、事業者としての責任を持って安全な運用より一層心がけることが必要です。
事業として無人航空機を飛行させる以上、技量の向上や使用する無人航空機の信頼性の確保を図ることも、より強く求められます。
映像の撮影などの発注業務の内容によっては、飛行の安全を確保することが難しいことも考えられますが、そのような場合は安全上難しいことを依頼者に伝え、理解を得ることも重要です。
無人航空機を利用して事業を展開しようとする企業等が団体をつくり、情報交換やガイドラインの策定、操縦や安全の教育訓練・認証等に取り組んでいます。このような団体を通じ、無人航空機を利用した事業の安全管理体制の構築に必要な情報の入手等を図っていくことも有効です。

(出典 : at <https://www.mlit.go.jp/common/001202589.pdf>)

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★★

執行性 ★★

→位置づけは個人情報保護法に準ずるが、ガイドラインの記載に対する違反がすべて法執行につながるわけではない。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。このガイドラインには、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある」との記載があり、部分的には違反者に対して個人情報保護委員会から法執行が行われる可能性がある。他方で、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはない」とされている。②このガイドラインは、日本国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。ただし同様の概念は、欧米各国で差異はあれど共有されている。③規範形成の主体は、日本の個人情報保護

委員会である。

内容

- ・このガイドラインは、個人情報保護法の解釈について、事業者が個人情報の適切な取り扱いを行うことを支援し、そうした措置の適切かつ有効な実施を目的に定められた「具体的な指針」である。またこのガイドラインの対象は、「事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者」である。
- ・このガイドラインは、「個人情報」をはじめとする「定義」について、個人情報の利用目的、取得、個人データの管理、第三者提供、保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正等・利用停止といった諸権利を含む「個人情報取扱事業者等の義務」、「漏えい等の事案が発生した場合等の対応」、「「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方」、「域外適用及び適用除外」などについて定めている。
- ・なおこのガイドラインが個人情報保護法の条項すべてを網羅したものではなく、これ以外にも、別途「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（24 条）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（25・26 条用）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（第 4 章 2 節用）が定められているため、そちらへの目配りも必要となる。

より詳しくは…（参考文献）

原文

at <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/guidelines01.pdf>

3 省 3 ガイドライン

顔照合との関連性 —

→これらのガイドラインは「医療情報」を対象とするため、顔照合とはほとんど関連しない。

人物行動追跡との関連性 —

→これらのガイドラインは「医療情報」を対象とするため、人物行動追跡とはほとんど関連しない。

医療情報との関連性 ★★★

→これらのガイドラインは、医療および医学研究において収集された情報であるため、医療情報と深く関連する。

執行性 ★★★

→研究機関等は主務府省の監督（立入検査等）を受けうる。秘密漏洩に対しては、刑罰規定がある。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。②これらガイドラインは、日本において策定されているため、国内で事業展開を行う事業者が特に参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、厚生労働省、総務省、経済産業省である。

内容

診療の過程で取得した医療情報を電子的に保存したり、外部（クラウド等）に保存したりする際に遵守すべき事項を、厚生労働省、総務省および経済産業省がそれぞれの管轄の観点から定めたガイドラインである。法令（個人情報法、

医療従事者の各種資格法等）の規定を遵守し、適切な医療情報およびシステムの管理運営を行うための包括的な指針として、技術的および運用管理上の側面について具体的に言及している。そのため、ガイドラインは1～2年毎に改訂されるため、最新版を参照する必要がある場合には注意を要する。

- **医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 〔第5版〕**（厚生労働省、H29年5月）
→医療機関等（含病院、診療所、薬局、助産所、訪問看護ステーション、介護事業者、医療情報連携ネットワーク運営事業者等）、電子的な医療情報の取扱いに係る責任者が遵守すべき事項を定める。具体的には、診療録（カルテ）をはじめとする医療情報の電磁的記録の取扱い、情報システムの安全管理、外部保存の基準等を定める。
- **クラウドサービス事業者が医療情報を取扱う際の安全管理に関するガイドライン**（総務省、H30年7月）
→クラウドサービス事業者が遵守すべき事項を定める。具体的には、事業者の責任、医療情報の処理に関する安全基準、実施すべきセキュリティ対策、医療機関との合意形成のあり方等について定める。
- **医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン 〔第2版〕**（経済産業省、H24年10月）
→情報処理事業者が医療情報を取扱う場合に遵守すべき事項を定める。具体的には、システムおよび装置、ネットワーク等の安全対策を定める。

カメラ画像利活用ガイドブック

顔照合との関連性 ★★★

→顔画像を取り扱っているため、顔照合に深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→5G時代においては、カメラのネットワーク化により、リアルタイムの人物行動追跡が可能となり得るため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→このガイドラインは、カメラ画像利活用を対象としているため、医療情報はほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、多くの企業において参考とされていることから、重要度をやや高いものとした

概要

①規範カテゴリーは政府系ガイドラインである。②対象は国内におけるカメラ画像の利活用を考える企業である。③規範形成の主体はIoT推進コンソーシアムである。

内容

・経済産業省及び総務省の「IoT推進コンソーシアム データ流通促進ワーキンググループ」（座長：森川博之東京大学大学院教授）の下に設置した「カメラ画像利活用サブワーキンググループ」（座長：菊池浩明明治大学教授）において、カメラ画像を利活用する事業者が配慮すべき事項等を検討した。同WGにより、平成29年1月に「カメラ画像利活用ガイドブック ver1.0」が公表された。

・同サブワーキンググループにおいて、特に事業者からの検討ニーズの高かった、特定空間（店舗等）に設置されたカメラでのリピータ分析についての検討を加え、平成30年1月、上記ガイドブックは、「カメラ画像利活用ガイドブック ver2.0」に改訂された。

・今後、ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、今後ニーズが見込まれるユースケースへの対応を含め、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進していくことが期待されている。

カメラ画像利活用ガイドブックの事前告知・通知に関する参考事例集

顔照合との関連性 ★★★

→この参考事例集は、カメラ画像利活用ガイドブックに関する参考事例集であるため、顔照合には深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★★

→この参考事例集は、5G 時代においては、カメラのネットワーク化により、リアルタイムの人物行動追跡が可能となり得るため、人物行動追跡とも関連する。

医療情報との関連性 —

→この参考事例集は、医療情報はほとんど関連しない。

執行性 ★★

→法的拘束力はないが、総務省・IoT 推進コンソーシアムから出されているものであるため、多くの企業において参考とされている。

概要

①規範カテゴリーは、「政府系ガイドライン」である。②このガイドラインは、日本国内で事業展開を行う際には参照すべきものとなる。③規範形成の主体は、日本の総務省・IoT 推進コンソーシアムである。

内容

この参考事例集は、事業者が、カメラ画像利活用ガイドブックに従い、「事前告知」や「通知」について、「事前告知・通知する内容として、どのようなものが適切なのか」、「物理的な方法で実施する場合、どのような場所にポスター提示などをするとよいのか」「電子的な方法で実施する場合、どのように Web サイト等を活用するとよいのか」という 3 つの観点から参考事例を提示したものである。これは、事業者がガイドブックと併用することで、「カメラ画像の利活用新たに取り組む事業者が生活者と相互理解を構築する際の、一助となることを期待する」ものになる。

より詳しくは… (参考文献)

報道資料 「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集」の公表

at https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000066.html

IV 団体ガイドライン

プライバシーフレームワーク

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★

執行性 ★★

→米国国立標準技術研究所（NIST）のプライバシーフレームワークと同様の位置づけとした。

概要

①規範カテゴリーは団体ガイドラインである。②本フレームワークの対象者は各国の公認会計士である。③規範形成の主体は米国公認会計士協会／カナダ勅許会計士協会（AICPA／CICA）である。

内容

・国公認会計士協会／カナダ勅許会計士協会（AICPA／CICA）の「オンラインプライバシー原則」が、公認会計士がプライバシー問題とリスクについて企業に助言し、プライバシー実務のベンチマークとして用いられることを目的として作成された。

・日本語版については、日本公認会計士協会 HP からダウンロード可能である。なお、日本公認会計士協会の公表物（実

務指針、パンフレット等)の転載に当たっては、必ず協会へ申請の上、あらかじめ許可を得る必要がある。

より詳しくは… (参考文献)

日本語版

at https://jicpa.or.jp/specialized_field/post_103.html

企業行動憲章

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないことから、上記の位置づけとした。

執行性 ★

→法的拘束力はないことから、上記の位置づけとした

概要

①規範カテゴリーは団体ガイドラインである。②本憲章の対象は国内企業である。③規範形成の主体は一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）である。

内容

1991年に経団連により制定された企業の責任ある行動原則。Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成を柱として、2017年に改定された。

企業行動憲章 10 の原則

	原則	概要
①	持続可能な経済成長と社会的課題の解決	・ イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る
②	公正な事業慣行	・ 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ
③	公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話	・ 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る
④	人権の尊重	・ すべての人々の人権を尊重する経営を行う
⑤	消費者・顧客との信頼関係	・ 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する
⑥	働き方の改革、職場環境の充実	・ 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する
⑦	環境問題への取り組み	・ 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する
⑧	社会参画と発展への貢献	・ 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

⑨	危機管理の徹底	市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。
⑩	経営トップの役割と本憲章の徹底	経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

より詳しくは… (参照文献)

一般社団法人日本経済団体連合会「企業行動憲章」

at <https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>

経団連サイバーセキュリティ経営宣言

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないことから、上記の位置づけとした。

執行性 ★

→法的拘束力はないことから、上記の位置づけとした

概要

①規範カテゴリーは団体ガイドラインである。②本憲章の対象は国内企業である。③規範形成の主体は一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）である。

内容

経団連が2017年12月に公表した提言「Society 5.0 実現に向けたサイバーセキュリティの強化を求める」において、経団連が取り組むアクションプランとして掲げたものである。同宣言は、サイバー攻撃の激化が予想される2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを重点取り組み期間と定め、取り組むべき項目を下記の5つに分けて示している。

	原則	概要
①	経営課題としての認識	- 経営者自らが最新情勢への理解を深めることを怠らず、サイバーセキュリティを投資と位置づけて積極的な経営に取り組む。 - 経営者自らが現実を直視してリスクと向き合い、経営の重要課題として認識し、経営者としてのリーダーシップを発揮しつつ、自らの責任で対策に取り組む。
②	経営方針の策定と意思表明	特定・防御だけでなく、検知・対応・復旧も重視した上で、経営方針やインシデントからの早期回復に向けたBCP（事業継続計画）の策定を行う。

		・ 経営者が率先して社内外のステークホルダーに意思表明を行うとともに、認識するリスクとそれに応じた取り組みを各種報告書に自主的に記載するなど開示に努める。
③	社内外体制の構築・対策の実施	・ 予算・人員等のリソースを十分に確保するとともに、社内体制を整え、人的・技術的・物理的等の必要な対策を講じる。 ・ 経営・企画管理・技術者・従業員の各層における人材育成と必要な教育を行う。 ・ 取引先や委託先、海外も含めたサプライチェーン対策に努める。
④	対策を講じた製品・システムやサービスの社会への普及	・ 製品・システムやサービスの開発・設計・製造・提供をはじめとするさまざまな事業活動において、サイバーセキュリティ対策に努める。
⑤	安心・安全なエコシステムの構築への貢献	・ 関係官庁・組織・団体等との連携のもと、各自の積極的な情報提供による情報共有や国内外における対話、人的ネットワーク構築を図る。 ・ 各種情報を踏まえた対策に関して注意喚起することによって、社会全体のサイバーセキュリティ強化に寄与する。

より詳しくは… (参考文献)

一般社団法人日本経済団体連合会「経団連サイバーセキュリティ経営宣言」

at <https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/018.html>

個人データ適正利用経営宣言

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないことから、上記の位置づけとした。

執行性 ★

→法的拘束力はないことから、上記の位置づけとした

概要

①規範カテゴリーは団体ガイドラインである。②本憲章の対象は個人データを取り扱う国内企業である。③規範形成の主体は一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）である。

内容

・様々な社会課題を解決して人間中心の社会を目指す Society 5.0 を実現するためには、個人の信頼を前提とした個人データの活用を進めることが不可欠であるが、個人の権利利益の侵害やサイバーセキュリティをめぐる内外事案の発生等により、社会全体として、個人データ活用に向けられる眼はこれまでになく厳しくなっていることから、個人データの適正な利用に向け、経済界として以下の3つの原則を実践することを宣言したものである。

	原則	概要
①	経営者のアカウントビリティの確保	経営者は、個人データ活用を重要な経営課題の1つと認識し、国際的な観点も踏まえて長期的な視野に立った経営判断を行い、内外関係者に丁寧に説明を行う。

		経営者は、個人データ活用を伴う重要な事業判断が、開発部門・事業部門・法令遵守を担う部門等が連携して適切に行われる体制を整備する。 経営者は、個人データの活用に向けデジタルトランスフォーメーションを推進する。AI や IoT、クラウド化等のデジタル環境の整備を進めるとともに、デジタル人材の育成・獲得を戦略的に行い、必要な権限を付与し、成果に応じた正当な評価を行うよう努める
②	個人の安心・安全の確保	個人情報保護法制に則り適切な情報の保護・管理体制を整えたうえで、個人情報の利用目的や提供目的、安全管理措置等が規定された透明かつ平易なプライバシーポリシー等を策定・開示し、個人を起点にした個人データの保護・活用を進める。 製品・サービスの企画・設計段階から、個人データ保護・サイバーセキュリティ対策を含め、サプライチェーン全体を通じて個人の安心・安全を確保するよう取り組み、当該取り組みを積極的に開示・説明する。 個人データの漏えいが生じないよう、平時から十分な準備と対策を行うよう努める。漏えい事案が発生した場合には、速やかに適切な対処を行うとともに、関係者に対して真摯に説明を行う。
③	個人データ活用に関する取り組みの推進	企業・業界の垣根を超え、互いにメリットのある形で協調領域を見極め、データ連携基盤の構築等の取り組みを進める。 個人データを活用した革新的な製品・サービスの創出に努めるとともに、当該製品・サービスが国民生活を豊かにし、個人の利益に資することを分かりやすく説明し、個人データ活用に向けての社会的な理解を醸成する。 個人の懸念を払拭すべく、プロファイリング技術の活用や信用スコア、ターゲティング広告等の分野のルール策定への関与に努める。

より詳しくは… (参照文献)

経団連 HP

at https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/083_sengen.html

JIS Q 15001:2017 個人情報保護マネジメントシステム要求事項

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないことから、上記の位置づけとした。

執行性 ★

→法的拘束力はないことから、上記の位置づけとした

概要

①規範カテゴリーは団体ガイドラインである。②財団法人日本規格協会の方案によって策定された日本産業規格の一つであり、対象は個人情報を取扱う国内事業者である。③規範形成の主体は日本情報経済社会推進協会である。

内容

・個人情報事業の用に供している、あらゆる種類、規模の事業者に適用できる個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定したものである。個人情報保護法及び他のマネジメントシステム規格との構造の整合

性に配慮している。個人情報保護法は強制法規であるが、この規格は事業活動において法律の要請を上回る高度な配慮を行っている組織に対して、P マーク付与という形で認証を与えることを実践的な目的としている。

・この規格は、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための要求事項を提供するために作成されたものである。個人情報保護マネジメントシステムの採用は、組織の戦略的決定である。組織の個人情報保護マネジメントシステムの確立及び実施は、その組織のニーズ及び目的、個人情報保護の要求事項、組織が用いているプロセス、並びに組織の規模及び構造によって影響を受ける。影響をもたらすこれらの要因全ては、時間とともに変化することが見込まれる。

より詳しくは… (参考文献)

at https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo_id=JIS%20Q%2015001:2017

個人情報保護指針

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

医療情報との関連性 ★★

執行性 ★★

→重要度は個人情報保護法に準ずるが、認定個人情報団体に出されるものであるところ、執行性については★2 つとした。

概要

①規範カテゴリーは団体ガイドラインである。②本指針の対象は、個人情報を取り扱う一般社団法人日本個人情報管理協会の全ての対象事業者である。③規範形成の主体は認定個人情報団体である。

内容

・個人情報保護指針は、個人情報保護法個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号、最終改正 平成 28 年 10 月 5 日政令第 324 号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 28 年 10 月 28 日一部変更）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、他編（平成 28 年 11 月 個人情報保護委員会公表）を踏まえ、一般社団法人日本個人情報管理協会正会員である認定個人情報保護団体の事業の対象となる対象事業者が、その規模に応じ、事業活動を行う上で、個人の人格尊重の下で、個人情報を適正に取扱い、適切な安全管理を実施することにより、調和のとれた本人の権利利益の保護と個人情報の利活用が達成できるようにすることを目的とするものである。

・なお、匿名加工情報の作成、取扱い、安全管理及びその提供についての指針は、本指針には含まれない。本指針は、個人情報を取り扱う一般社団法人日本個人情報管理協会の全ての対象事業者に適用される。

	概要
①	個人情報保護法及び関連する法令並びに保護法ガイドラインを遵守し、個人情報の適切な取扱いと、適切な安全管理を行うこと
②	プライバシーポリシーを策定し、適切な方法で公表すること

③	本指針を遵守するために必要となる取扱いの規定等を定め、運用し、点検し、改善を行うこと
④	規定等には、個人情報の取扱いの各段階、すなわち、利用目的の特定、取得、利用、提供、廃棄の各段における手順、責任者、担当者等を含めること
⑤	本指針を遵守するために必要となる個人情報の適切な安全管理のための対策についての実施計画を整備し、運用し、点検し、改善を行うこと
⑥	本人及び代理人からの苦情及び相談に対して、本指針に従い、体制と手順等を定め、可能な限り迅速、かつ、適切に対処すること
⑦	事故、外部からの攻撃、又は、違反等により個人情報の漏えい、き損及び滅失等の問題が発生した場合には、本指針に従い、速やかに適切な対応をとること
⑧	個人情報に関する苦情処理の解決先として、一般社団法人日本個人情報管理協会の窓口を法令に従い適切な方法で公表すること
⑨	上記事項を、従業者が認識できるよう周知徹底すること

より詳しくは… (参照文献)

個人情報保護委員会 HP

at https://www.ppc.go.jp/files/pdf/24_japico_shishin.pdf

V 企業ポリシー

Artificial Intelligence at Google Our Principles

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★**医療情報との関連性 ★**

→Google という私企業が AI の応用分野について述べた文書であり、特に特定の技術分野を特定して言及はしていない(国際的な規範を損ねる surveillance、監視、は行わないとする)が、AI について全般的に触れているため、顔照合、人物行動追跡、医療情報にある程度関連する。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、グローバル企業が社外に提示している側面もあり、国際的に事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、Googleである。

内容

Google が自社の AI の応用分野とその規範について述べた文書。社会的有用性など自社 AI の目的を述べた 7 つの規範と、兵器への応用など、行わない AI 応用 4 分野を記述する。

自社の AI の応用の目的として、社会的有用性、公平さを欠くバイアスを創造したり補強したりしないこと、安全に資すること、人々に説明できること、プライバシー設計の原則に沿うこと、科学的に高い基準を満たすこと、ある技術には通常さまざまな利用方法があることを前提に、目的や Google の関わり方について基準を満たすことという 7 箇条を挙げる。そして行わない AI 応用として、人に危害を与えるもの、兵器など人を傷つけるもの、国際的な規範に反する監視、国際法や人権を犯すことを目的とした技術、を挙げる。

より詳しくは… (参照文献)

Google HP

at <https://ai.google/principles/>

NEC グループ AI と人権に関するポリシー

顔照合との関連性 ★**人物行動追跡との関連性 ★****医療情報との関連性 ★**

→NEC という私企業が特定の技術・分野に言及はしていないが、AI の応用分野について述べた文書であるため、顔照合、人物行動追跡、医療情報ともある程度関連する。(※ただし、プレスリリースには「NEC は…顔・虹彩・指紋/掌紋・指静脈・声・耳音響等の生体認証「Bio-IDiom」(下記参照文献)などを活用した社会ソリューション事業をグローバルに推進しています。本ポリシーは、これら成長事業を遂行するための指針となるものです」とあり、そうした技術を意識していることが明記されている。)

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、国内企業が社外に提示している側面もあり、国内で事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、NECである。

内容

NECがAI(人工知能)の社会実装や生体情報をはじめとするデータの利活用(以下、AIの利活用)において、プライバシーへの配慮や人権の尊重を最優先して事業活動を推進するための指針として、公平性ほか7箇条を定めている。公平性、プライバシー、透明性、説明する責任、適正利用、AIの発展と人材育成、マルチステークホルダーとの対話という7箇条を挙げる。プライバシーについては「NECは、AIの利活用において個人のプライバシーに配慮し保護するよう努めます」と簡潔に定める。

より詳しくは… (参考文献)

NEC HP

at https://jpn.nec.com/press/201904/20190402_01.html

at <https://jpn.nec.com/press/201904/images/0201-01-01.pdf>

NEC「Bio-IDiom」について

at <https://jpn.nec.com/techrep/journal/g18/n02/180203.html>

NTT ドコモ パーソナルデータ憲章

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

→NTT ドコモという、携帯電話を通じてユーザーの所在を常に把握し続ける企業が顧客不安を払しょくするために設けたパーソナルデータの取り扱い基準であり、顔照合、人物行動追跡に関連する。

医療情報との関連性 ★

→プライバシー全般への配慮が念頭に置かれているため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、国内企業が社外に提示している側面もあり、国内で事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、NTTドコモである。

内容

NTT ドコモが人工知能を含む様々な技術を用いてイノベーションを創出するにあたり、法令以上の取り扱いをパーソナルデータについて行い、プライバシーを守るとを宣言する。そのために本文書が対象とするパーソナルデータとは「個人情報も含まれますが、「機器やブラウザのIDなどによって識別できる個人に関するすべてのデータ」も含まれます」とした上で、6つの行動原則を定める。

コミュニケーションを大切にし透明性を確保、顧客利益と社会への貢献、顧客の意思の尊重、他組織との連携に際してのプライバシーへの配慮、セキュリティ、体制の整備と運用、という6つの行動原則を定める。例えば他組織との連携、では「パーソナルデータやこれを匿名化・統計化した情報をパートナーに提供する場合、法令を順守するだけでなく、お客さまのプライバシーにも配慮」「提供する情報の性質などに応じて、提供先の信頼性を確認する、提供先による情報の利用・提供を制限するなど、適切な方法により実施」を定める。

より詳しくは… (参考文献)

NTT ドコモ HP

at https://www.nttdocomo.co.jp/utility/personal_data/charter/

Yahoo! プライバシーポリシー

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

→携帯電話を通じてユーザーの所在を常に把握し続け、また各種の web サービスを通じて顧客情報を把握できる Yahoo! が利用規約として定めたポリシーであり、顔照合、人物行動追跡に関連する。

医療情報との関連性 ★

→プライバシー全般への配慮が念頭に置かれているため、医療情報ともある程度関連する。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、国内企業が社外に提示している側面もあり、国内で事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、Yahoo! である。

内容

利用規約第1編 基本ガイドラインの第2章としてプライバシーポリシーを定める。持株会社であることを反映し、グループ企業との規定を含む。対象は「個人としてのお客様等を直接的または間接的に識別できるすべての情報」である。

取得、利用目的、同意、セキュリティの4箇条を定める。たとえば同意の条項では「氏名や住所など直接特定の個人を識別することができる情報を除外した上で」「当社のサービス等の提供に必要な場合」他について第三者に、「グループ企業のサービス等の提供に必要な場合」他においてグループ会社に提供するとしている。

本規約に基づいて行われる具体的内容は「プライバシーセンター」においてパーソナルデータの利用目的、取得、活用、連携、体制、設定として詳述される。

より詳しくは… (参考文献)

Yahoo! HP

at <https://about.yahoo.co.jp/common/terms/chapter1/#cf2nd>

顔認識テクノロジーに関する当社の見解について

顔照合との関連性 ★★

→マイクロソフトが顔認識技術に絞って示した見解であるため、顔照合には深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→マイクロソフトが顔認識技術に絞って示した見解であるが、人物行動追跡にも応用可能であると考えられるため、ある程度関連する。

医療情報との関連性 —

→マイクロソフトが顔認証技術に絞って示した見解であるため、医療情報にはほとんど関連しない。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、グローバル企業が社外に提示している側面もあり、国際的に事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、マイクロソフト社である。

内容

顔認証技術について政府は法制化を通じて規制すべきと訴えると同時に、自社として 6 箇条からなる行動規範を導入し、また顧客に対して資料とトレーニングリソースを提供すると President 名で宣言。

顔認識技術について「社会的責任と市場での成功のいずれかを選択しなければならないテクノロジー企業が、徹底的な市場競争において世界のために最善を尽くすことは考えにくい」として法規制の導入を訴える。そのために顔認識技術のもたらす機会を挙げ、次に対応すべき課題として偏見と差別が生まれ得ること、プライバシー侵害を起し得ること、人々が自由な移動を妨げられたり、政府による長期的な監視対象となって民主主義を損ない得ること、を挙げ、必要な立法について米国を念頭に述べる。

こうした法規制の議論と同時に、法規制の先にあるもの、として公正性、透明性、説明責任、差別的使用の禁止、通知と同意、合法的監視、の 6 箇条を自社の行動規範にすると宣言。

より詳しくは… (参照文献)

Microsoft HP

at <https://news.microsoft.com/ja-jp/2018/12/13/blog-facial-recognition-its-time-for-action/> (仮訳)

<https://blogs.microsoft.com/on-the-issues/2018/12/06/facial-recognition-its-time-for-action/> (英語)

行動規範逐条解説

<https://blogs.microsoft.com/wp-content/uploads/prod/sites/5/2018/12/MSFT-Principles-on-Facial-Recognition.pdf>

人工知能 (AI) に関する行動規範

SAP's Guiding Principles for Artificial Intelligence

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→SAP が人工知能全般について示した見解であるため、顔照合、人物行動追跡、医療情報にある程度関連する。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、グローバル企業が社外に提示している側面もあり、国際的に事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、SAPである。

内容

SAPが7箇条からなるAIの倫理原則を定めたことを述べ、また、それに合わせて欧州の企業としては初となる、神学者

やバイオロジーの専門家を含む5名からなる外部AI倫理諮問委員会を設置したことを述べる。

倫理原則は価値ベース、人間中心、バイアスの克服、透明性と誠実さ、品質と安全性の確保、データ保護とプライバシー、経済や社会や規範といった更に広い挑戦、という 7 箇条からなる。データ保護とプライバシーでは、それら 2 つが SAP の製品やサービスの核となっていることを述べ、顧客データや匿名化されたユーザーのデータがいつ、どこで、なぜ、どのように使われるか対話をしていくとしている。これは SAP による法律の順守であり、同時に、アカデミアとの協力を通じた次世代のプライバシー強化の方法論や技術の開発であるとする。

より詳しくは… (参考文献)

SAP HP

at <https://news.sap.com/2018/09/sap-guiding-principles-for-artificial-intelligence/> (英文)

<https://news.sap.com/japan/2018/10/sap%E3%80%81%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E3%81%AE%E3%83%86%E3%82%AF%E3%83%8E%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%83%BC%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%A7%E5%88%9D%E3%82%81%E3%81%A6%E5%80%AB%E7%90%86%E8%AB%AE%E5%95%8F%E5%A7%94/?fbclid=IwAR3W5hvDGt1AxQ6snsbw4okhy0gbIycNFnZcVegbgvbs0P436Wa2qaLaEvk> (抄訳、倫理委員会についてのみ述べ行動規範は言及せず)

特設 Web サイト「プライバシー」

顔照合との関連性 ★★

人物行動追跡との関連性 ★★

→Face ID や行動追跡対策技術についても言及されているため、顔照合、人物行動追跡には関連する。

医療情報との関連性 ★

→Apple が自社製品のプライバシー機能について総合的にまとめた HP であるため、医療情報にもある程度関連する。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、グローバル企業が社外に提示している側面もあり、国際的に事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、Apple 社である。

内容

プライバシーは基本的人権、と冒頭で宣言し、Safari ブラウザによる行動追跡の阻止、マップが位置情報を Apple ID と紐づけていないこと、写真の処理はデバイス内部に閉じておりネットに流出しないこと、など Apple を代表する製品やサービスのプライバシー機能を解説する。

HP は報告書作成時点では全体概要、詳細機能の説明、設定方法の説明の 3 種類から構成されている。詳細機能の説明では Safari ブラウザ、マップ、写真、iMessage と FaceTime、Siri、Apple Pay、ヘルスケア、位置情報サービス、Apple でサインイン、エンターテインメント、App Store、iCloud、CarPlay、ホーム、教育と子供たちのプライバシー、プライバシー保護機能のビルトイン、に分けて説明する。例えばマップでは、Apple のマップではカスタマイズはデバイス上のデータを使って行われ、クラウドとはランダムな識別子で紐づけられ個人とは紐づかないこと、を説明する。設定方法の説明、ではパスコードや Touch ID、Face ID 他による認証と認可、個々のアプリ毎にアクセス可能なデータを設定できること等が説明されている。

より詳しくは… (参照文献)

Apple HP

at <https://www.apple.com/jp/privacy/>

IBM 顔認証ポリシー

顔照合との関連性 ★★★

→IBM が顔認証技術に絞って示した見解であるため、顔照合には深く関連する。

人物行動追跡との関連性 ★

→IBM が顔認証技術に絞って示した見解であるが、人物行動追跡にも応用可能であると考えられるため、ある程度関連する。

医療情報との関連性 —

→IBM が顔認証技術に絞って示した見解であるため、医療情報にはほとんど関連しない。

執行性 ★

→企業内での自主的な規制程度に作用する。

概要

①規範カテゴリーは「企業ポリシー」である。②この規範はもっぱら自社内における規範として示されたものであるが、グローバル企業が社外に提示している側面もあり、国際的に事業展開する者は参照すべきものになる。③規範の形成主体は、IBM社である。

内容

IBM の政策提言として、顔認識とその関連の技術は全面禁止すべきではなく、適切に規制すべきとする。技術は同一であっても用途やユーザーによって適用されるべきルールは違うはずだからである。

顔認識技術に対する懸念の世界的な盛り上がっていることを述べたうえで、IBM は precision regulation (精緻な規制) を求めるとする。顔認識に関する技術には大別して顔検出、顔認証、顔照合があること、各々の技術がもたらすプライバシーや市民生活他への影響は異なること、従って幅広く一律に規制するのではなく精緻に規制すべきことを述べる。そして規制に際しては告知と同意、輸出規制、法執行機関の各々について適切に規制に含めるようことを提言する。

より詳しくは… (参照文献)

IBM HP

at <https://www.ibm.com/blogs/policy/facial-recognition/>

at <https://www.ibm.com/blogs/think/jp-ja/everyday-ethics-for-artificial-intelligence/>

VI 国内勉強会・研究会の報告書

HRbD に基づくチェックリスト

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないが、パーソナルデータ全般に関連することから、上記の位置づけとした。

執行性 ★

→国内研究会による提案されたチェックリストであることから、★1 つとした。

概要

①規範カテゴリーは国内勉強会・勉強会に基づく報告書である。②顔照合ないし人物行動追跡サービスの展開を考えている国内事業者を対象としている。③規範形成の主体は国内研究会（NEC-AI と法研究会。NEC（日本電機株式会社）が、慶應義塾大学においてグローバル化と文理融合研究の推進を担う KGRI（Keio University Global Research Institute）に、「ヒューマンライツ・バイ・デザインの社会実装に関するチェックポイントリストの検討」を委託したことによりスタート）である。

内容

・ヒューマンライツに配慮した情報ネットワークシステムをデザインするに当たって事業者が考慮すべきチェックポイントを、学際的な観点から検討し、それらをリスト化したものである。第1に、ユースケースごとにヒューマンライツ上どのような問題があるのかを「POINT」として簡潔に提示した。第2に、当該ユースケースと関連する法律条文や判例、国際的な法規等などをリスト化した。第3に、法令遵守という観点から、当該ユースケースを実践する際に事業者がチェックすべきポイントをリスト化した（「法律上の論点」）。第4に、事業者として行うべき「ベストプラクティス」という観点から、当該ユースケースを実践する際に事業者がチェックすべきポイントをリスト化している（「ヒューマンライツ上の点」）。

より詳しくは…（参考文献）

KGRI HP at <https://www.kgri.keio.ac.jp/project/2019/S19-07.html>

プロファイリングに関する提言案

顔照合との関連性 ★

人物行動追跡との関連性 ★

医療情報との関連性 ★

→各サービスとの個別の関連性は認められないが、プロファイリング全般に関連することから、上記の位置づけとした。

執行性 ★

→国内研究会による提案集であることから、★1 つとした

概要

①規範カテゴリーは国内勉強会・研究会に基づく報告書である。②プロファイリングの事業展開を考えている国内事業者を主たる対象としている。ただし、事業者がサービスを展開するにあたり、プロファイリングを主目的と掲げていない場合であっても、取り扱うデータが集約された場合、あるいは他のデータと組み合わせられた場合、期せずしてプロファイリングが行われる可能性がある。したがって、データビジネスの設計に際しては、プロファイリングの実施如何にかかわらず、本提案集に掲げられた基本原則について目を向けておくことが望ましい。③規範形成の主体は国内研究会（パーソナルデータ＋α研究会（事務局長：山本龍彦・慶應義塾大学大学院法務研究科教授））である。

内容

わが国においては、プロファイリングの規律について必ずしも明らかではない。他方、利用可能なデータが増大しディープラーニング技術等が進展したことに伴って AI が注目されており、機械的・自動的処理によるプロファイリングのための社会的重要性が増していくと考えられる。そこで、プライバシーや公正性に配慮したプロファイリングを推進すべく、国内研究者・実務家から構成されたパーソナルデータ＋α研究会により作成されたのが「プロファイリングに関する提言案」である。同研究会は、最終報告書の作成に向け、以下に掲げる 3 項目を提言案として提出し、広く関係者の意見を求めている。

より詳しくは…（参考文献）

提言案

at <https://www.shojihomu-portal.jp/documents/10444/2584582/NBL1137%E6%8F%90%E8%A8%80%E6%A1%88.pdf/f9a12f54-d327-4c90-bd16-d1839962347e>

中間報告

at <https://www.shojihomu-portal.jp/documents/10444/2584582/NBL1137%E4%B8%AD%E9%96%93%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf/65bf0e88-ac0f-4126-86bb-a212c8295187>

大阪ステーションシティ ICT 大規模実験に関するレポート

顔照合との関連性 ★★★**人物行動追跡との関連性 ★★★**

→独立行政法人報通信研究機構（NICT）による大阪ステーションシティにおける実証実験（以下「本実証実験」という）は、監視カメラから取得した顔情報と顔照合技術を基に、人流分析を行うことを目的としているため、顔照合・人物行動追跡双方と深く関連する。

医療情報との関連性 —

→この報告書はカメラから取得した情報についてのものであるため、医療情報とはほとんど関連しない。

執行性 ★

→各所から噴出したプライバシーに対する懸念を受け、大阪ステーションシティにおける実証実験は延期されることとなった。また、映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（以下「第三者委員会」という。）により報告書が提出されることとなった。なお、この報告書に法的拘束力はない。

概要

①規範カテゴリーは、国内勉強会・研究会に基づく報告書である。②この報告書は、報通信研究機構（NICT）による大阪ステーションシティにおける実証実験のみを対象としたものであるが、顔照合・人物行動追跡サービスの展開を予定する国内事業者に最も深く関係するものである。③規範形成の主体は、NICT から依頼を受けた第三者委員会である。

内容

・本実証実験は、NICT が主体となり、西日本旅客鉄道株式会社及び大阪ターミナルビル株式会社（以下「JR 西日本」という）の所有する大阪駅ビル「大阪ステーションシティ」（以下「OSC」ということがある）内に 92 台のデジタルビデオカメラ（以下「映像センサー」ということがある）を設置して、同所を通行する一般の人（以下「利用者」という）を撮影したうえ、災害発生時等の安全対策への実用に資する人流統計情報の作成が可能か否かを検証する実験であって、平成 26 年 4 月から約 2 年間の実施が予定されていたものである。

・本実証実験を実施することの予告は、平成 25 年 11 月 25 日にプレスリリースされ、NICT の Web サイト上でも公表された。これに対して、新聞各紙から「画像の扱いに懸念の声も」（平成 25 年 12 月 6 日毎日新聞）「カメラで顔追跡『やめて』JR 大阪駅実験前に反発続々」（平成 26 年 3 月 5 日朝日新聞）等の報道がなされた。また、平成 26 年 3 月 5 日、伊藤成彦中央大学教授らを共同代表とする「監視社会を拒否する会」が NICT 宛に「JR 大阪駅ビルでの顔認証システム実験の中止を求める」要請書を提出し、平成 26 年 3 月 11 日、NICT は本実証実験の延期を公表した。

・本報告書は、本実証実験につき「原則として、民法及び独立行政法人等個人情報保護法には違反しないとの結論を得た」とする一方、「本実証実験が、マスコミや市民団体に批判されたうえ、「個人情報やプライバシー保護との関係など慎重に検討する」ことを求める地元市議会の決議にまで至ったことも、また事実である」として、NICT に対し、「本実証実験を実施するに際しては、説明責任を尽くすとともに、実験の意義に対する理解を得たり、一般市民に与える不安感を軽減したりするため必要な措置を講じる必要がある。NICT が本実証実験を実施するに際し、次の措置をとる」べきであると提案した。

信頼を得るために取るべき措置について

	概要
①	実験手順や実施状況等を定期的に確認し公表すること
②	個人識別のリスクを市民に対して事前に説明すること
③	撮影を回避する手段を設けること
④	映像センサーの存在と稼働の有無を利用者に一目瞭然にすること
⑤	人流統計情報の提供に際しては委託契約又は共同研究契約を締結すること
⑥	安全管理措置を徹底すること
⑦	本実証実験に関して適切な広報を行うこと

より詳しくは…（参照文献）

・映像センサー使用大規模実証実験検討委員会「調査報告書」at
<https://www.nict.go.jp/nrh/iinkai/report.pdf>

各種認定制度

・情報信託機能の認定に係る指針

本指針は、①認定基準・②モデル約款の記載事項・③認定スキームから構成され、認定団体は、本指針に基づき、認定制度を構築・運用する。認定は任意のものであり、認定を受けることが事業を行うために必須ではない。本指針に定めるもののほか、認定制度の構築・運用に必要なことは、各認定団体において決定する。認定は、事業者単位・事業単位いずれについても行うことができる。複数の法人等が共同して行う事業を事業単位で認定する場合には、責任分担を明確にするとともに、個人に対して各者が連帯して責任を負うことが求められる。

基本原則及び利活用の過程（事前告知時、取得時、取扱い時、管理時）毎に、配慮事項を整理。本指針では、情報銀行が個人から委任を受けて管理及び第三者提供を行う個人情報として、要配慮個人情報を認定の対象としない。

・プライバシーマーク

この制度は、日本情報経済社会推進協会によって運用されるプライバシー認定制度である。日本産業規格である「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に基づき、事業者に対する評価を行い、個人情報の適切な保護体制などの整備が行われているものに対してプライバシーマークを付与し、その使用を認める仕組みとなっている。

事業者は、個人情報保護法上の基準・要件を満たすことに加えて、より高いレベルでの個人情報保護のマネジメントシステムを確立・運用することが求められている。この制度により、「消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与える」ことが可能となっている。

より詳しくは…（参考文献）

プライバシーマーク制度 HP

<https://privacymark.jp/>

・ISMS 制度

この制度は、第三者機関たる ISMS 認証機関によって運用され、事業者に対して、IT システム、ネットワークにおける脅威に対する情報セキュリティ・リスク管理について、ISO の国際規格である「JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)」に基づき、その要求事項を充たしているかについて評価を行う。ここでいう情報セキュリティには、情報漏洩を防ぐ「機密性」、情報の正確性の担保といった「完全性」、さらに必要な人が必要な場合にアクセス可能となっているかといった「可用性」の 3 つの要素から成り立っている。

なお、ISMS の要求事項である「JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)」は、「組織が ISMS を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための要求事項を提供すること」を目的としており、単に技術的対策のみならず、リスク管理のための組織づくり（社員教育など）も含まれている。

より詳しくは…（参考文献）

情報マネジメントシステムセンターHP

at <https://isms.jp/index.html>

認証制度

・TRUSTe

本制度は、一般社団法人日本プライバシー認証機構による運営されている認証制度である。もともと、TRUSTe は、

アメリカにおいて誕生した制度である。

この制度のもとで、事業者はユーザーの個人情報に関する約束を自らに課す「自己管理」の側面と、その内容が遂行されるよう「自己宣誓」を行う側面（またこの自己宣誓を記載した文章は「プライバシーステートメント」と呼ばれている）とがあり、それらを第三者の立場からモニタリングする仕組みとなっている（図を参照）。なお TRUSTe の審査基準は、OECD8 原則と個人情報保護法に準拠しているが、そうした国際原則や法令以上に高い基準を維持している。

この仕組みの下では、事業者は、プライバシーステートメントを通じて、取得情報、利用目的、保護体制といった事柄についての透明性の確保、ユーザーにとって不利益になる可能性についてのインフォームドコンセント、最新で正確な内容を保持するといったことに努めなければならない。またこの制度が、ユーザーからの苦情を受け付けるようになっている。



図（出典：TRUSTe ホームページ at <https://www.truste.or.jp/more/>）

より詳しくは…（参照文献）

TRUSTe 日本プライバシー認証機構 HP

at <https://www.truste.or.jp/>